

TOKYO KYODO ACCOUNTING OFFICE

9F KOKUSAI BLDG. 1-1 MARUNOUCHI 3-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-0005
TELEPHONE : 03(5219)8777 FACSIMILE : 03(5219)8778

EPA利用のための輸出産品の確認 ～原産地証明・初心者ガイド～

改訂第4版



EPA相談デスク
東京共同会計事務所

-
1. **EPAを利用して輸出するとは**
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. **EPAを利用するためには何が必要か**
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. **原産品であることの確認と申請**
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. **EPAを利用する上でルールを守らなかった場合**
 5. **検認で問われるポイント**
 6. **EPAにおける原産・非原産とは**
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

-
1. **EPAを利用して輸出するとは**
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. **EPAを利用するためには何が必要か**
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. **原産品であることの確認と申請**
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. **EPAを利用する上でルールを守らなかった場合**
 5. **検認で問われるポイント**
 6. **EPAにおける原産・非原産とは**
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

1. EPAを利用して輸出するとは

貴社の「**ちようつがい**」を
オーストラリアへ輸出したいので
EPA利用の準備をお願いします。

生産者
(株)ばたふらい 社員
原 規則 (愛称ゲン)

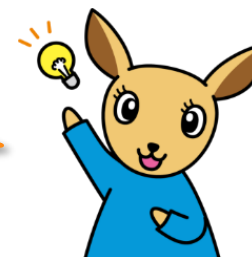


EPAとはなんですか？
どのように準備したらよいでしょうか。

EPAとは何か、
まずはそこから説明しますね。



輸出者 (商社)
(株)カルー 社員
間 太郎 (愛称カン)



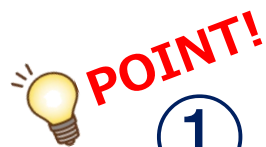
EPA相談デスク
関 るい (愛称ルー)

1. EPAを利用して輸出するとは

EPA（経済連携協定）とは

Economic Partnership Agreement

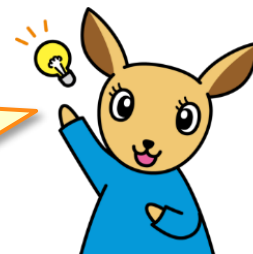
国や地域同士の貿易、投資、人の移動などについて
幅広い経済関係の強化を目指した協定



① 輸入にかかる関税を撤廃・削減

- ② サービス業を行う際の規制を緩和・撤廃
- ③ 投資環境の整備
- ④ 知的財産の保護を強化 など

輸入にかかる関税を撤廃・削減という意味合いでは、
FTA=Free Trade Agreement（自由貿易協定）と同一です。



1-1. EPAを利用して輸出するとは 〈輸入にかかる関税の撤廃・削減〉

➤ MFN税率とは？

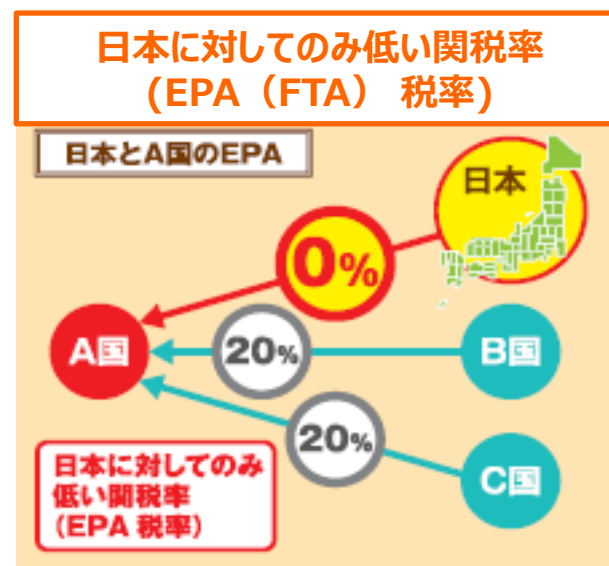
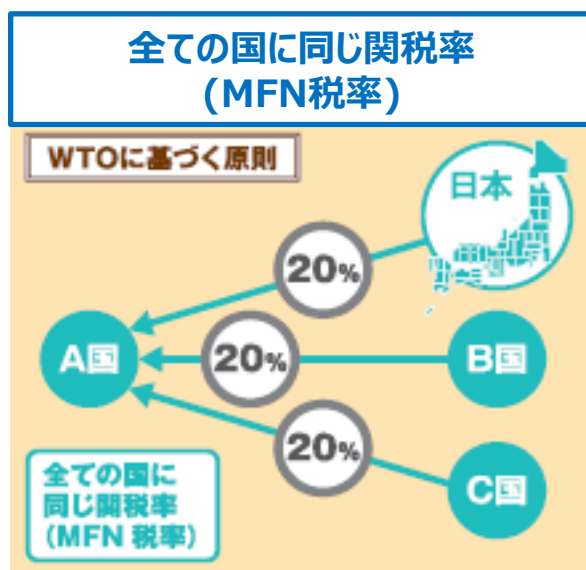
通常、輸入を行う際、輸入国が定める関税を支払う。

WTO加盟国間では、WTOで決められた原則に基づき、ほぼすべての国に対して共通の関税率が適用。一般に**MFN税率**と呼ばれている。（**M**ost-**F**avoured-**N**ation=最恵国）

➤ EPA税率とは？

EPAを締結すると、締約国間で、**MFN税率**より有利な**EPA税率**を設定できる。

つまり、輸入関税コストが削減できる！



1-2. EPAを利用して輸出するとは 〈日本が締結しているEPA〉

18協定が発効（2020年1月現在）

協定名		発効年月日
2 国 間 協 定	1 日シンガポール協定	2002年11月30日
	2 日メキシコ協定	2005年4月1日
	3 日マレーシア協定	2006年7月13日
	4 日チリ協定	2007年9月3日
	5 日タイ協定	2007年11月1日
	6 日インドネシア協定	2008年7月1日
	7 日ブルネイ協定	2008年7月31日
	8 日フィリピン協定	2008年12月11日
	9 日スイス協定	2009年9月1日
	10 日ベトナム協定	2009年10月1日
	11 日インド協定	2011年8月1日
	12 日ペルー協定	2012年3月1日
	13 日オーストラリア協定	2015年1月15日
	14 日モンゴル協定	2016年6月7日
	15 日米貿易協定	2020年1月1日
多 国 間 協 定	16 日アセアン協定	2008年12月1日
	17 TPP11協定	2018年12月30日
	18 日EU協定	2019年2月1日

- タイ、フィリピン、インドネシアへ輸出の場合は
2国間協定と日アセアン協定、どちらを使うか選択可能です。
- メキシコ、オーストラリアへ輸出の場合、
2国間協定、TPP11協定のどちらを使うか選択可能です。
- シンガポール、ベトナムへ輸出の場合、
2国間協定、日アセアン協定、TPP11協定のどれを使うか
選択可能です。



2020年1月現在

日アセアン協定	日本、シンガポール、ラオス、 ベトナム、ミャンマー、ブルネイ、 マレーシア、タイ、カンボジア、 フィリピン、インドネシア	
TPP11協定	日本、カナダ、メキシコ、チリ*、 ペルー*、ベトナム、 マレーシア*、シンガポール、 ブルネイ*、オーストラリア、 ニュージーランド	〈未発効〉 チリ ペルー マレーシア ブルネイ
日EU協定	日本、EU（28か国）	

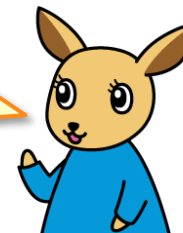
-
1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. **EPAを利用するためには何が必要か**
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
 5. 検認で問われるポイント
 6. EPAにおける原産・非原産とは
 7. 原産地規則を満たす産品
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

2. EPAを利用するためには何が必要か

EPAを利用するために
何が必要なのかな？



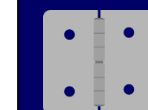
EPAを利用するためには
大きく分けて3つの事項が必要です。



EPAを利用する
ためには

輸出品が**原産品**であること

原産品



積送基準を満たしていること

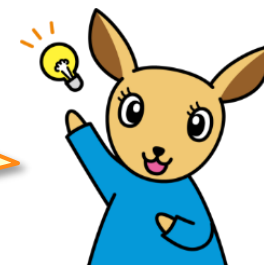


証明書を輸入国税関へ提出



2-1. EPAを利用するためには何が必要か 〈原産品であること〉

EPAを利用するためには
輸出品が**原産品**であることが条件です！



- 各協定で規定されている原産地規則（＝原産品として認定するためのルール）を満たしている品物のみEPAのメリットを享受できる
- 原産品のカテゴリーは大きく分けて3種類

A 完全生産品

EPA締約国内で完全に生産・採取された産品

B 原産材料のみから生産される産品

すべての一次材料（二次材料除く）がEPA締約国内の原産品である産品

C 非原産材料を使用して生産される産品

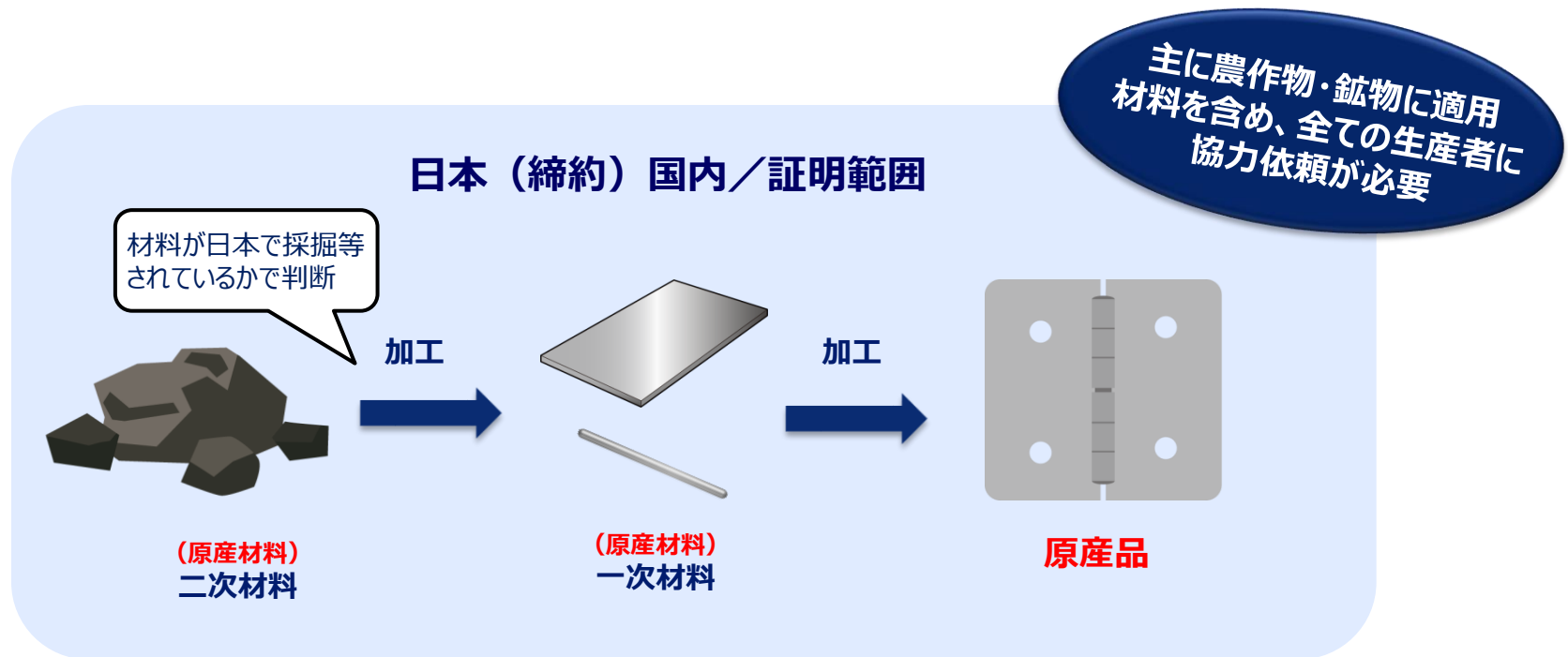
非原産（EPAの原産地基準を満たすことを示す根拠資料なし）材料が含まれていても、EPA締約国において「実質的な製造・加工」が行われ、協定の基準を満たした産品

2-1-A. 完全生産品とは（原則的な考え方）

A 完全生産品

EPA締約国内で完全に生産・採取された産品

輸出品の構成材料をもとのもとまで辿っても、**全て原産材料**

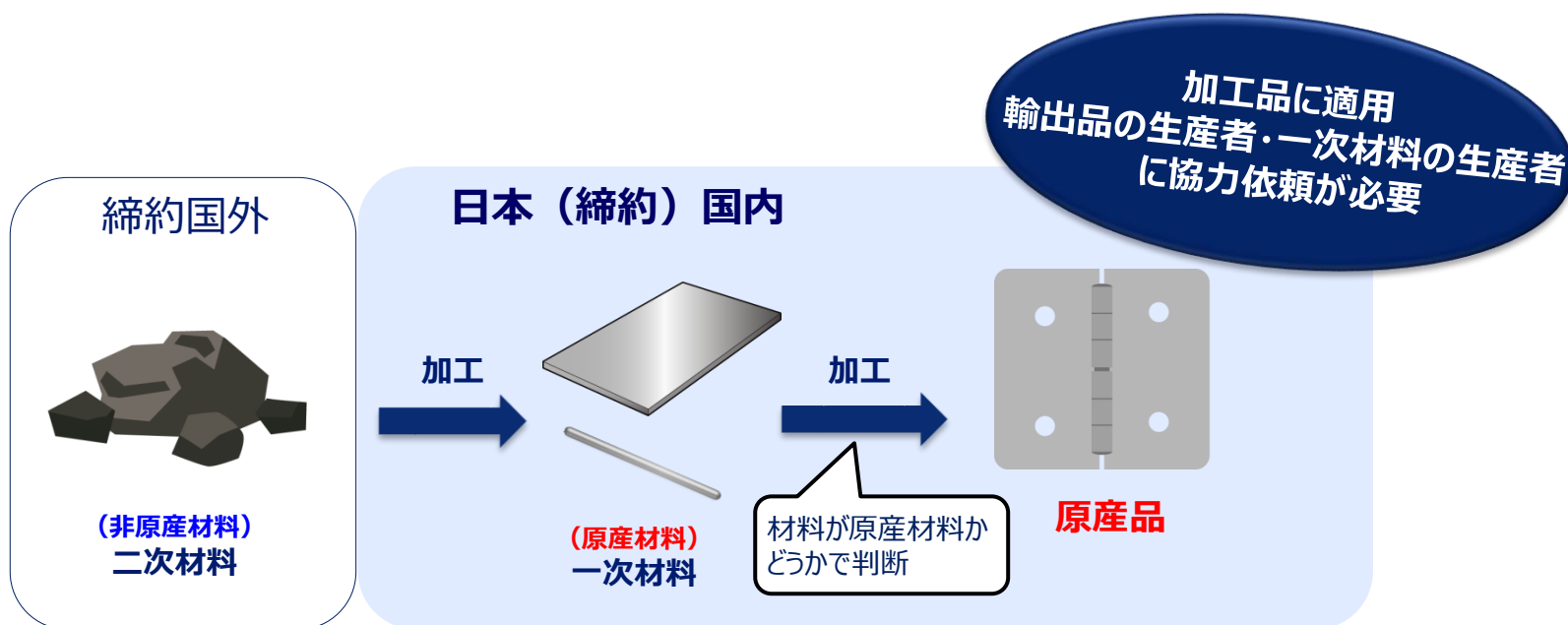


2-1-B. 原産材料のみから生産される製品とは

B 原産材料のみから生産される製品

すべての一次材料（二次材料除く）がEPA締約国内の原産品である製品

すべての一次材料が**原産**
（＝ EPAの原産地基準を満たすことを示す根拠資料あり）の材料

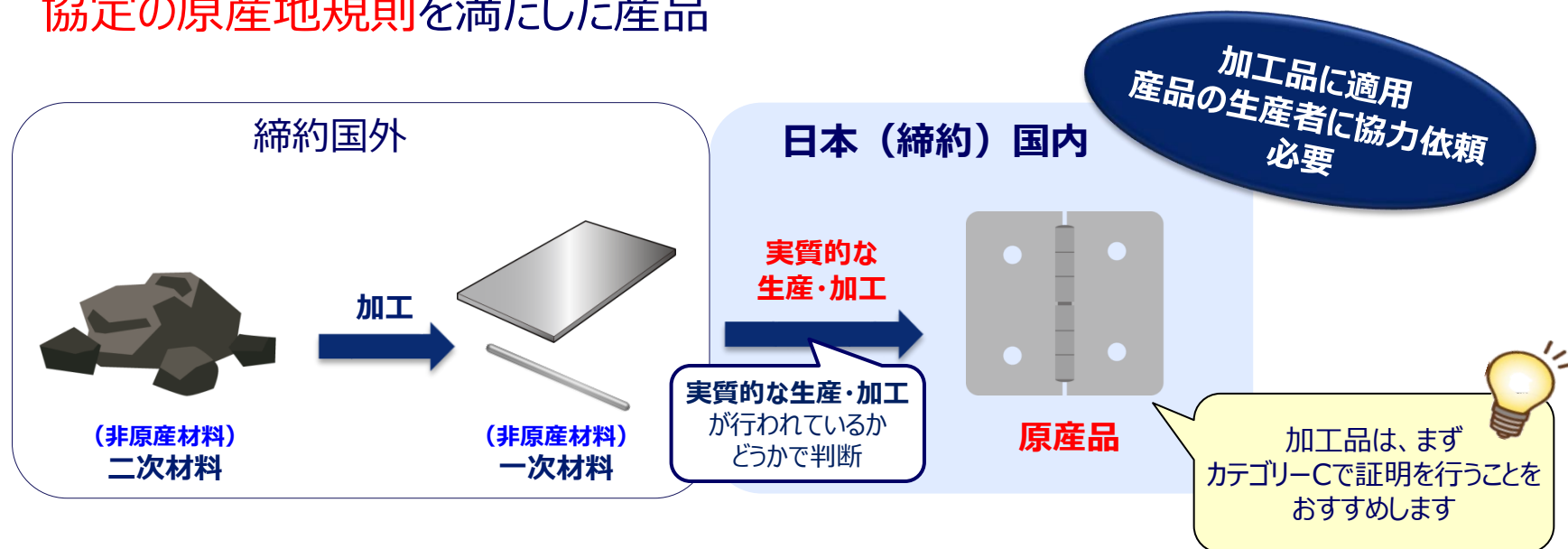


2-1-C. 非原産材料を使用して生産される製品とは

C 非原産材料を使用して生産される製品

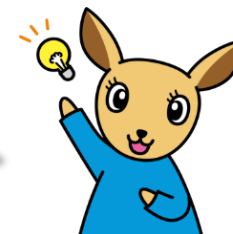
非原産（EPAの原産地基準を満たすことを示す根拠資料なし）材料が含まれていても、EPA締約国において「実質的な製造・加工」が行われ、協定の基準を満たした製品

非原産（EPAの原産地基準を満たすことを示す根拠資料なし）材料を使っても、EPA締約国において「実質的な生産・加工」が行われ、協定の原産地規則を満たした製品



2-2. EPAを利用するためには何が必要か 〈積送基準〉

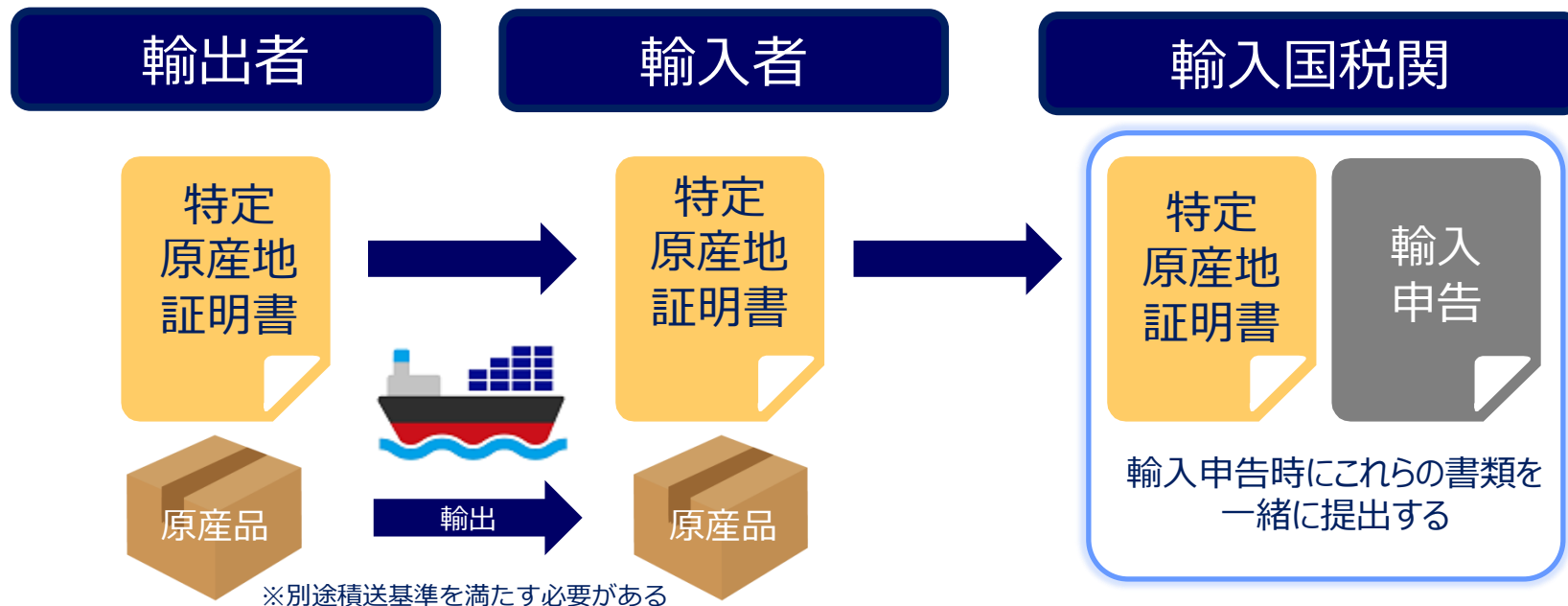
EPAを利用するためには原産品を
積送基準を守って輸送する必要があります！



②の場合においては、輸入者は輸入国の要請に応じて
通し船荷証券などの運送書類、経由地で実質的な加工を
施していないことを示す根拠（非加工証明書等）を
提出する必要がある

2-3. EPAを利用するためには何が必要か 〈証明書の準備〉

EPAを利用するためには、輸入国税関に
原産地基準を満たしていることを証明する書類
(= 特定原産地証明書*) の提出が必要です。



特定原産地証明書*...

第三者証明制度における呼称 (第三者証明制度の詳細についてはp.20参照)
日EU協定の場合...インボイスその他の商業文書上に原産地に関する申告文を記載する
TPP11協定...原産品申告書を提出する

-
1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. **原産品であることの確認と申請**
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
 5. 検認で問われるポイント
 6. EPAにおける原産・非原産とは
 7. 原産地規則を満たす産品
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

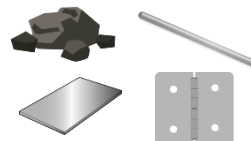
3-1. 原産品であることの確認と申請 〈確認編〉



原産品であることの確認とは、こういったことを行うのかな？

A 完全生産品

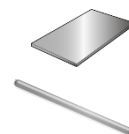
EPA締約国内で完全に生産・採取された産品



輸出品自体、またすべての材料が原産であることを確認・証明する必要があります。

B 原産材料のみから生産される産品

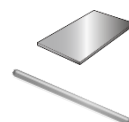
すべての一次材料（二次材料除く）がEPA締約国内の原産品である産品



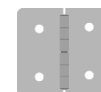
使用した全ての一次材料が原産であることを確認・証明する必要があります。

C 非原産材料を使用して生産される産品

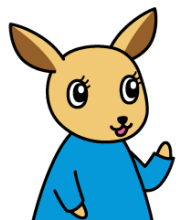
非原産（EPAの原産地基準を満たすことを示す根拠資料なし）材料が含まれていても、EPA締約国において「実質的な製造・加工」が行われ、協定の基準を満たした産品



実質的な製造・加工



一次材料レベルで非原産材料が使用されるため、日本国内にて「実質的な製造・加工」が行われ、協定の基準を満たしていることを確認・証明する必要があります。



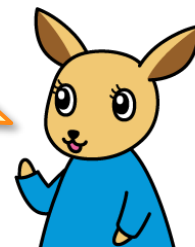
C 非原産材料を使用して生産される産品における「実質的な製造・加工」については Step1～7で詳細をご案内します。

3-1. 原産品であることの確認と申請 〈確認編〉



生産情報を基に輸出品が原産品であることの
確認を行うのは誰になるのかな？

- **生産情報を有する輸出者**
- **生産者** が原産品であることの確認を行うことができます。



生産情報を有するとは、一般的に以下を文書で説明できること

- ① 誰が？（生産者の会社名）
- ② どこで？（生産工場名、生産工場所在地）
- ③ どのような材料で？（輸出品を構成するすべての材料の詳細）
- ④ どのような工程を経て？
（③の材料が輸出品になるまでの過程）

3-1. 原産品であることの確認と申請 〈確認編〉



コンプライアンスの視点からも考察しましょう。

輸出者が生産者から生産情報の提供を受ける場合、その情報の正確性の確保、また輸出者側でどの様に管理するかも、十分に社内で検討して下さい。

➤ 生産情報を有する輸出者が原産性の確認をする場合



▼メリット

生産者で行う作業が比較的少ない。

▼ハードル

材料の変更や生産地の海外移転などにより、輸出者が原産品でなくなったときに把握できない可能性がある。生産者が情報開示に難色を示す場合がある。

➤ 生産者が原産性の確認をする場合



▼メリット

輸出者へ生産情報の開示が不要。

材料の変更や生産地の海外移転などにより、原産品でなくなったときに気づきやすい。

▼ハードル

生産者が負担に感じる可能性もある。

第三者証明制度…同意通知
自己証明制度…原産品であることを示す情報、宣誓書等

3-2. 原産品であることの確認と申請 〈申請方法（第三者証明）〉

ここからは**特定原産地証明書発給までの流れ**
第三者証明制度についてご案内をします。



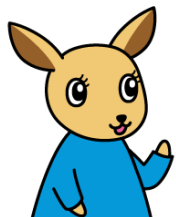
- **日本商工会議所*が判定・承認・発給(除く日EU・TPP11)**〈以下「日商」〉
日本商工会議所*...各地の判定・発給事務所にこれらの手続きが行われる



※1 日メキシコ協定・日マレーシア協定・日チリ協定・日タイ協定・日インドネシア協定・日ブルネイ協定・日フィリピン協定・日スイス協定・日ベトナム協定・日インド協定・日ペルー協定・日オーストラリア協定・日モンゴル協定・日アセアン協定（計14協定）は各地の判定・発給事務所が判定から発給までを行う
日シンガポール協定のみ、各地の判定・発給事務所ではなく全国の商工会議所が判定から発給までを行う

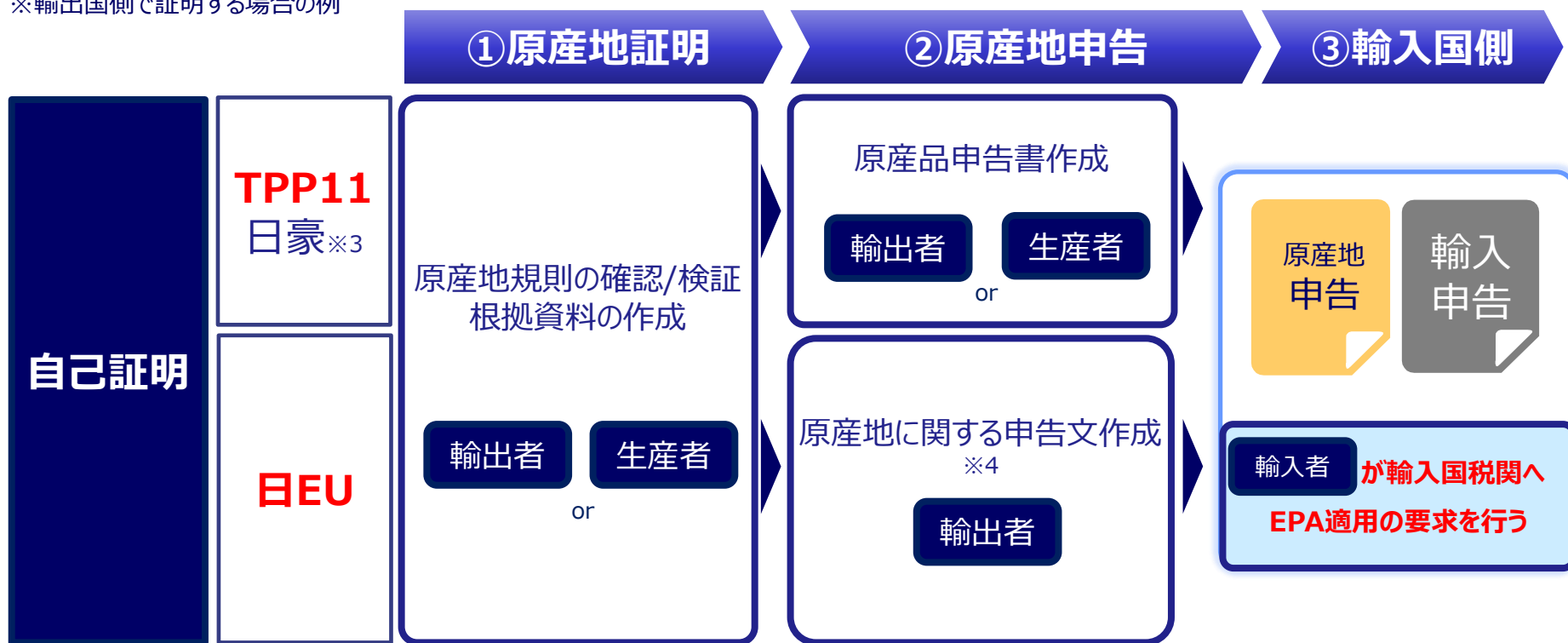
※2 日オーストラリア協定では自己証明制度との併用。日オーストラリア協定では、輸出者だけでなく生産者も特定原産地証明書の発給申請ができる

3-2. 原産品であることの確認と申請 〈申請方法（自己証明）〉



日EU協定、TPP11協定については**自己証明制度**※2を採用しています。
自己証明制度では、**各企業で自ら原産地証明から申告文の作成まで行う必要**
があります。※日本商工会議所も関与しません。したがって日商システムは**使用しません**=日商に判定を**依頼しません**。

※輸出国側で証明する場合の例



※2 自己申告制度とも呼ばれる

※3 日オーストラリア協定では第三者証明制度との併用

※4 日EU協定は輸出者による原産地に関する申告が可能。その場合、インボイス、プロフォーマインボイス、船積書類（パッキングリスト、デリバリーノート等）の商業文書上に原産地に関する申告文の記載が必要

-
1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. **EPAを利用する上でルールを守らなかった場合**
 5. 検認で問われるポイント
 6. EPAにおける原産・非原産とは
 7. 原産地規則を満たす産品
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合



原産性の確認を正しく行っていない場合やEPAで規定されているルールを守らなかった場合はどうなるの？

- 後日の調査（検認）で判明したときには、減免された
関税の追徴・罰則の対象となる可能性も..

輸入者

- 輸入国税関から
 - ✓ 免除されていた関税差額
 - ✓ 延滞金
 - ✓ 罰金
- を課される可能性あり

輸出者

- 輸入国税関から
 - ✓ 他の原産品申告書の検認
 - ✓ 以後の審査の厳格化
- 日本国内法での罰則
- 消費者が持つ信用・ブランド力の毀損等が生じる可能性あり

1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
5. **検認で問われるポイント**
6. EPAにおける原産・非原産とは
7. 原産地規則を満たす産品
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

5. 検認で問われるポイント

そうなんです！
正しく準備しておかないと
いけないですね！

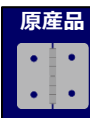


検認時は、主に以下の3点について確認が入ります。



I. 貨物の原産性の真偽

生産者



- 原産資格があるのか
 - 原産性を明らかにする資料等

II. 積送基準の充足

輸出者



- 直送もしくは第三国を経由する場合、積卸し等協定で許容されている以外の作業を行っていないか
 - 運送区間全体をカバーする通し船荷証券等

III. 特定原産地証明書記載事項の正確性

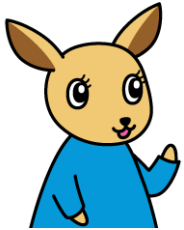
輸出者

特定
原産地
証明書

- 証明書に誤記や実際との相違はないか
 - 証明書内の記載（輸出者情報、輸入者情報、船積日、HSコードと名称等）
 - 船積書類との整合（輸入申告書、インボイス、船荷証券等）

-
1. **EPAを利用して輸出するとは**
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. **EPAを利用するためには何が必要か**
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. **原産品であることの確認と申請**
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. **EPAを利用する上でルールを守らなかった場合**
 5. **検認で問われるポイント**
 6. **EPAにおける原産・非原産とは**
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

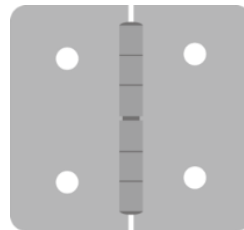
6. EPAにおける原産・非原産とは 〈EPAにおける原産品の考え方〉



日本の原産品と判断されるために何が必要でしょうか？

よくある考え方

「Made in Japan」のラベル
を貼れるから
日本の原産品である



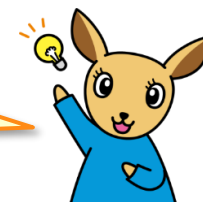
ちょうつがい

日本で生産しているから
日本の原産品である

材料全てを日本のサプライヤー
から購入しているから
日本の原産品である

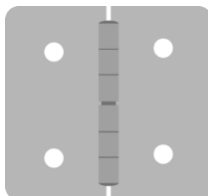
6. EPAにおける原産・非原産とは 〈EPAにおける原産品の考え方〉

以下の情報だけでは原産品と判断することはできません！



よくある考え方

「Made in Japan」のラベル
を貼れるから
日本の原産品である



他の制度で日本産と認められても、
EPA活用における原産地証明とは
無関係です。

日本で生産しているから
日本の原産品である

ちょうつがい

材料全てを日本のサプライヤー
から購入しているから
日本の原産品である

日本で生産していることは原産品と
判断されるために必要な情報ですが、
これだけでは不十分です。

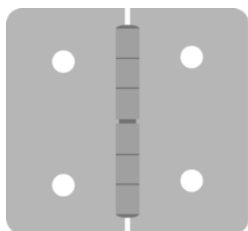
材料全てを日本のサプライヤーから
購入してることを理由に輸出品を
原産品とすることはできません。

6. EPAにおける原産・非原産とは

EPAにおける原産品*の定義についてご案内します。



- 下記 3 点を全て満たすものが原産品
- ① 日本国内で最終製造、加工がされている
 - ② EPAで定めた原産のルール（＝**原産地規則**）をクリアしている
 - ③ 原産のルール（＝**原産地規則**）を満たしていることが
根拠書類で証明されている



原産品



① 日本で生産

② 原産地規則をクリア

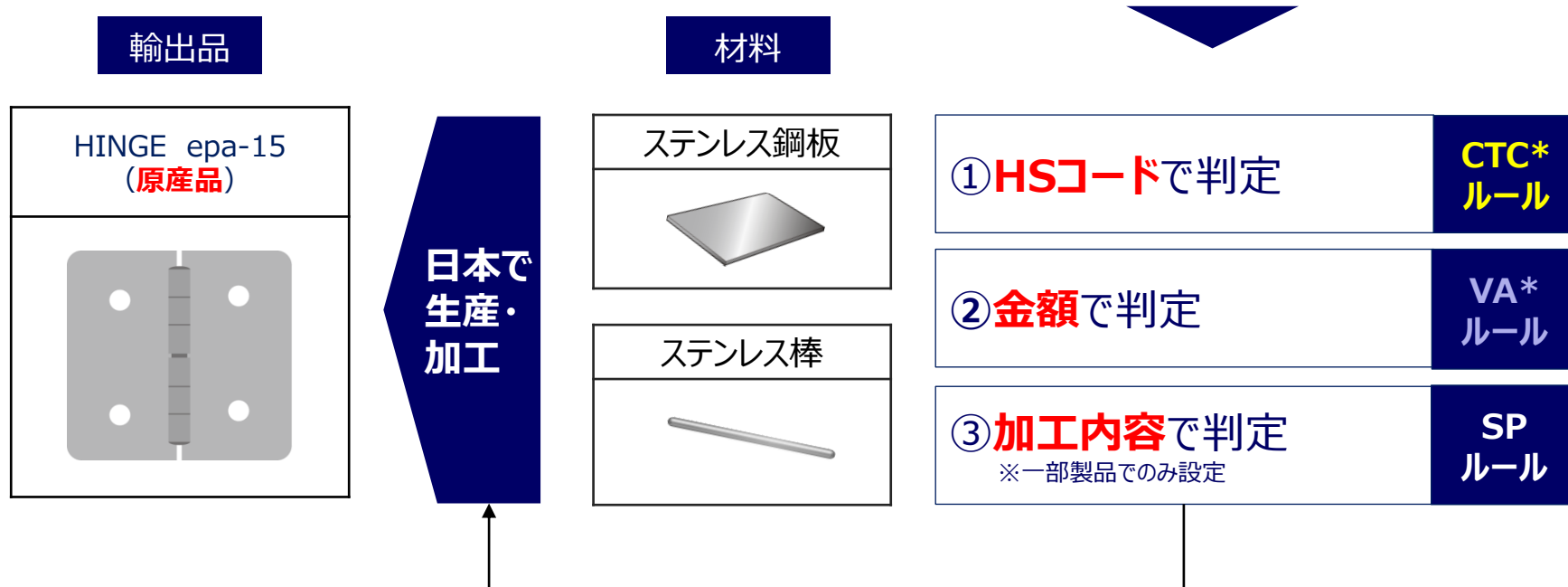
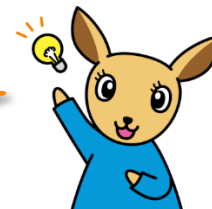
③ 根拠書類で立証

6. EPAにおける原産・非原産とは



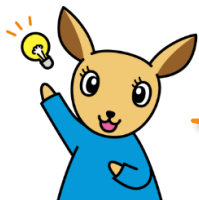
「原産地規則」とはこういったルールなのかな？

日本で実質的な生産・加工が行われたかどうかを確認するルールです！種類は3つあります。



-
1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
 5. 検認で問われるポイント
 6. EPAにおける原産・非原産とは
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

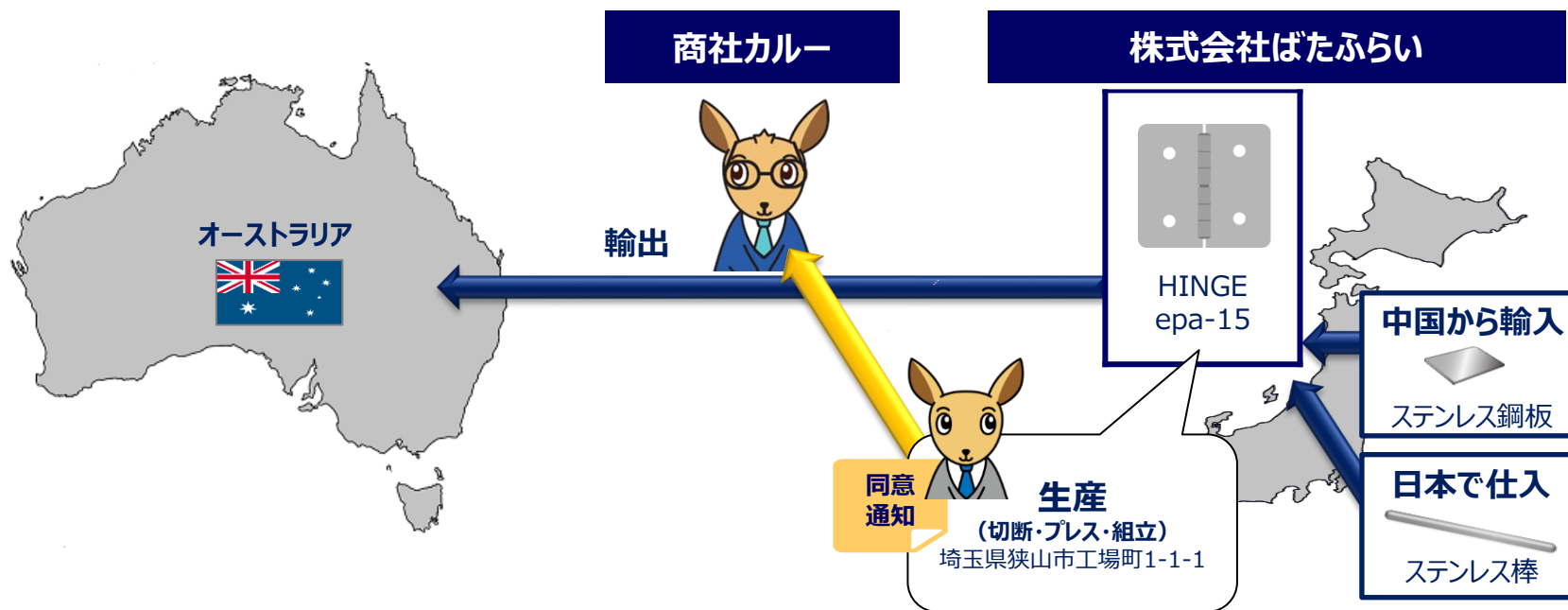
7. 原産地規則を満たす産品



輸出品が原産地規則を満たしているかどうか
について事例を使ってご案内します。

<例題の前提条件>

- ✓ 株式会社ばたふらいは、日本でちょうつがいを生産する生産者
- ✓ ちょうつがいをオーストラリアへ輸出するために輸出者である商社カーより日オーストラリア協定のEPAにて原産品同意通知を行うよう要請があった

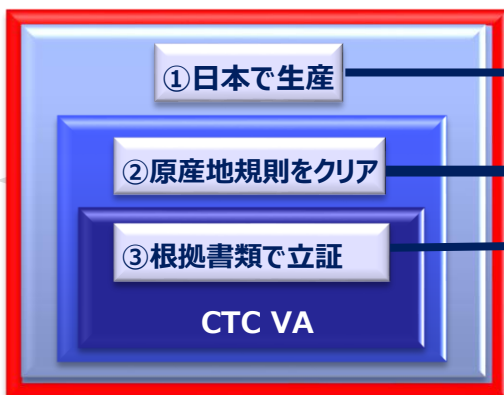


7. 原産地規則を満たす産品



原産地規則を満たしているかどうかの確認は、
こちらのStepに沿って行います。

<原産品とするための条件>



Step1 輸出する品物の生産場所を確認する

Step2 輸出する品物のHSコードを特定する

Step3 関税率を確認する

Step4 原産地規則を確認する

Step5 原産地規則を満たしているか確認する

Step6 根拠書類を作成する

Step7 書類の保管

1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
5. 検認で問われるポイント
6. EPAにおける原産・非原産とは
7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

7. Step1 輸出する品物の生産場所を確認する

まずは**輸出品の生産場所**を確認しましょう。



生産場所の確認を行う

➤「生産者」は実際に生産を行う企業

✓生産国は日本となる

✓実際に生産が行われている場所の情報

「工場名」「生産工場住所」を確認する

日本の原産品とはならない

NO*...ただしTPP11の場合、域内で生産されている場合は域内原産品となり得て、EPA適用の可能性もある

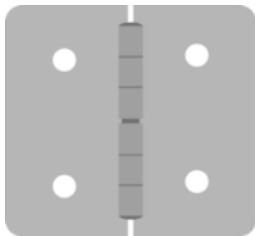
最終生産が
日本国内である

YES

NO*

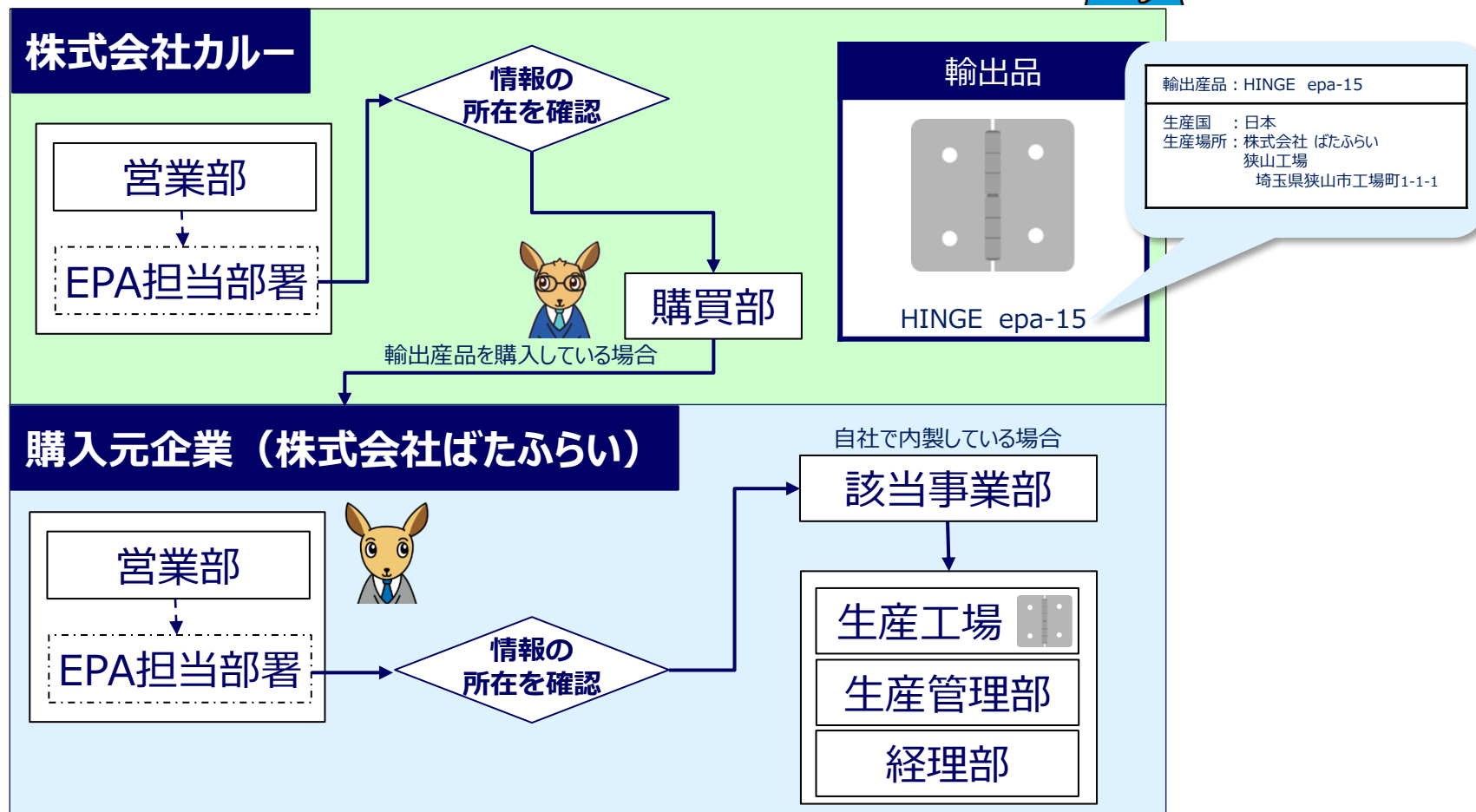
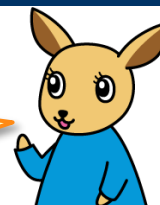
輸出品

HINGE epa-15

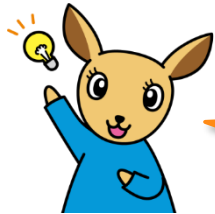


7. Step1 輸出する品物の生産場所を確認する

生産情報を保有する部署を特定し、
生産場所を確認しましょう。



7. Step1 輸出する品物の生産場所を確認する



十分な生産行為（下記に該当しない行為）
が行われていることを確認しましょう。

原産資格を与えない作業の例（日オーストラリア協定）

◆ 産品は、次の作業が行われたことのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない。

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業
（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬け）その他当該作業に類する作業
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) 産品を物理的に変更することなく単に再分類する作業
- (h) (a)から(g)までに規定する作業の組み合わせ

※日オーストラリア協定 第三・七条 原産資格を与えることとならない作業

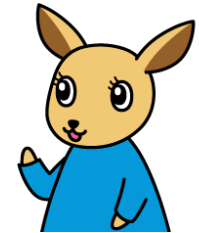
-
1. **EPAを利用して輸出するとは**
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. **EPAを利用するためには何が必要か**
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. **原産品であることの確認と申請**
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. **EPAを利用する上でルールを守らなかった場合**
 5. **検認で問われるポイント**
 6. **EPAにおける原産・非原産とは**
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

7. Step2 輸出する品物のHS*コードを特定する

次は**輸出品のHSコードの確認**です。

HSコードとは品物の名称と分類を世界的に統一したシステムで、原則すべての品物が数字で分類されます。

HS* : Harmonized Commodity Description Coding System の略

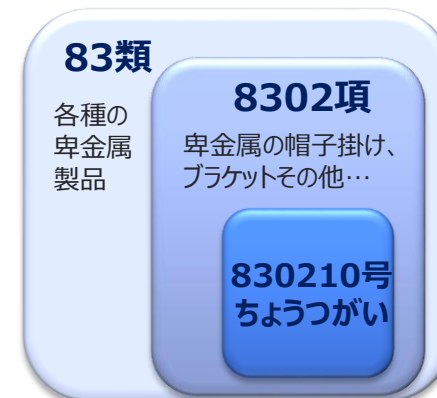


- ✓ 6桁の数字で表記（世界共通ルールで分類）
- ✓ 7桁目以降は各国が独自に設定

〈例〉ちょうつがいのHS コード

83 02. 10. 0032

83	02	10	0032
類 (上2桁) (Chapter)	項 (上4桁) (Heading)	号 (上6桁) (Sub-Heading)	細分番号 (各国別)
(各種の卑金属製品)	(卑金属性の 帽子掛け、ブラケット その他…)	(ちょうつがい)	



7. Step2 輸出する品物のHSコードを特定する

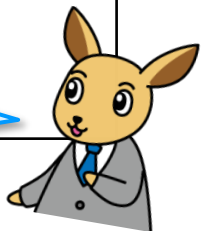


HSコードは時代の変化に合わせ、約5年ごとに改正があります。
日オーストラリア協定はHS2012版を採用しています。

各協定で採用するHS年版

HS2002	HS2007	HS2012	HS2017
◆ 日メキシコ協定 ◆ 日マレーシア協定 ◆ 日チリ協定 ◆ 日タイ協定 ◆ 日インドネシア協定 ◆ 日ブルネイ協定 ◆ 日アセアン協定 ◆ 日フィリピン協定	◆ 日スイス協定 ◆ 日ベトナム協定 ◆ 日インド協定 ◆ 日ペルー協定	◆ 日オーストラリア協定 ◆ 日モンゴル協定 ◆ TPP11	◆ 日EU協定

協定によって採用しているHS年版が異なるのですね。
注意する必要がありますね。



7. Step2 輸出する品物のHSコードを特定する



HSコードはどうやって調べればいいのかな？

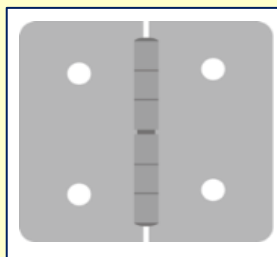
HSコードの調べ方は複数ありますが、解釈が分かれる場合は**輸入国税関の判断が優先**されることをご注意ください。



HSコードの調べ方まとめ

確認先 指標	輸入国税関	輸入者	日本税関HP (輸出統計品目表)	日本税関 関税鑑査官	乙仲業者 (通関業者)
確実性	◎ 最も安全	○ 輸入国でのHSが判明する	△ 輸入者、輸入国税関と解釈が分かれる可能性あり		
容易性	△ 気軽に確認できない場合あり	△ 確認に時間がかかる	△ 読み方が難しい箇所あり	○ 電話で相談可	○ 関係性により産品を熟知

第83類 各種の卑金属製品

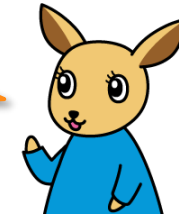


統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		他法令 Law
番号 HS. code			I	II	
83.02		卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品(家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に通ずるものに限る。)、取付具付きキャスター及びドアクローザー			
8302.10	000	ー ちょうつがい		KG	

※出所：輸出統計品目表、税関HP

7. Step2 輸出する品物のHSコードを特定する

今回は輸入者に確認することになったのですね。
協定が採用しているHS年版と
最新のHS年版の確認が必要です。

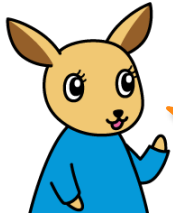


※ 異なる年版であっても同じHSコードである場合もあります

極力、輸入国側へ確認を行うことを推奨

-
1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
 5. 検認で問われるポイント
 6. EPAにおける原産・非原産とは
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する**
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

7. Step3 関税率を確認する



EPA税率とMFN税率（通常税率）は必ず確認しましょう。

- ✓ 輸入者がEPAに詳しくなく、MFN税率が0%でも依頼するケースあり
- ✓ **MFN税率が0%**である場合、基本的に**EPA利用のメリットはなし**
- ✓ MFN・EPA税率は変わる可能性があるため、一度きりでなく定期的に確認が必要

よくある質問

EPA税率？調べてません。
輸入者から関税下がるから
証明書を準備するように
言われたので…



EPA税率調べ方まとめ

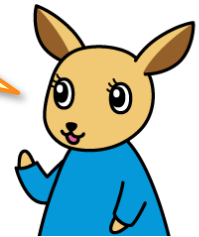
方法 特徴	World Tariffで確認 https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/	輸入国税関に確認	譲許表で確認 https://FTA-info.jp/conference/
簡単？	○簡単に確認出来る	△簡単に確認できない場合あり	
確実？	△まれに情報が正確でない場合あり	○情報が正確	△最新のMFN税率が分からない

7. Step3 関税率を確認する World Tariff (1/5)

日本貿易振興機構（JETRO）が契約しているFedEX社のWorld Tariff（要登録・無料）を利用する事でEPA税率を確認できます。

JETRO 世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>



日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾
国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

🏠 > 目的別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

輸出
輸出のコンテンツ一覧 +

世界各国の関税率

🖨️ このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

7. Step3 関税率を確認する World Tariff (2/5)

例：オーストラリアへの輸出品の関税率を調べる

HSコード：830210

WorldTariffSM
HS Number Search

① クイックヘルプ ② 印刷版

仕向け国/輸出先
Australia ▼

類/部名
01 - Live animals ▼

項
0101 - LIVE HORSES, ASSES, MULES AND HINNIES: ▼

テキスト 番号 リセット Submit

このツールを使って得た関税およびその他の税の検索結果は、為替レートの変動や関税率の流動性に基づき変わる可能性があります。

輸出先の国を選択

HSコード「830210」(最新HS2017版)

7. Step3 関税率を確認する World Tariff (3/5)

例：オーストラリアへの輸出品の関税率を調べる

HSコード：830210

WorldTariffSM
HS Number Search

クイックヘルプ 印刷版

仕向け国/輸出先
Australia

類/部名
83 - Miscellaneous articles of base metal

METAL MOUNTINGS, FITTINGS AND SIMILAR ARTICLES SUITABLE

番号

リセット Submit

Australia - Chapter 83 - Miscellaneous articles of base metal
[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

HS Number	Description	UOI	MFN
8302	BASE METAL MOUNTINGS, FITTINGS AND SIMILAR ARTICLES SUITABLE FOR FURNITURE, DOORS, STAIRCASES, WINDOWS, BLINDS, COACHWORK, SADDLERY, TRUNKS, CHESTS, CASKETS OR THE LIKE; BASE METAL HAT-RACKS, HAT-PEGS, BRACKETS AND SIMILAR FIXTURES; CASTORS WITH MOUNTINGS OF BASE METAL; AUTOMATIC DOOR CLOSERS OF BASE METAL:		
8302.10.00.32	- Hinges	no.	5%

このツールを使って得た関税およびその他の税の検索結果は、為替レートの変動や関税率の流動性に基づき変わる可能性があります。

7桁目以降でさらに
細分化されている関
税番号をクリック
(今回は8302.10.00.32)

MFN税率

7. Step3 関税率を確認する World Tariff (4/5)

例：オーストラリアへの輸出品の関税率を調べる

HSコード：830210

Guyana	5%	MFN Applied
Haiti	5%	MFN Applied
Honduras	5%	MFN Applied
Hong Kong	5%	MFN Applied
Hungary	5%	MFN Applied
Iceland	5%	MFN Applied
India	5%	MFN Applied
Indonesia	Free	ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement
Ireland	5%	MFN Applied
Israel	5%	MFN Applied
Italy	5%	MFN Applied
Jamaica	5%	MFN Applied
Japan 	Free 	Australia - Japan Free Trade Agreement
Jordan	5%	MFN Applied
Kazakhstan	5%	MFN Applied

国名がアルファベット順に出てくる。
Japanの行真ん中の列を確認。
虫眼鏡🔍マークをクリック

※ただし正確でない場合も稀にありますので現地にも併せてご確認ください。 48

7. Step3 関税率を確認する World Tariff (5/5)

例：オーストラリアへの輸出品の関税率を調べる

HSコード：830210

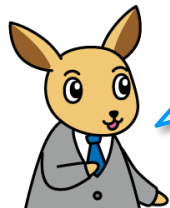
Japan Free Trade Agreements Economic Partner

日オーストラリア協定適用時、
関税率はFree = 0%となることが判明
(2019年11月現在、TPP11適用時は1%)

AU HS number 8302.10.00.32

Commodity Description		MFN	CPTPP	JAEP
	BASE METAL MOUNTINGS, FITTINGS AND SIMILAR ARTICLES SUITABLE FOR FURNITURE, DOORS, STAIRCASES, WINDOWS, BLINDS, COACHWORK, SADDLERY, TRUNKS, CHESTS, CASKETS OR THE LIKE; BASE METAL HAT-RACKS, HAT-PEGS, BRACKETS AND SIMILAR FIXTURES; CASTORS WITH MOUNTINGS OF BASE METAL; AUTOMATIC DOOR CLOSERS OF BASE METAL:			
8302.10.00.32	- Hinges	5%	1%	Free

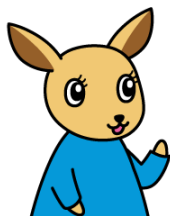
Agreement	01/2015	04/2015	2016	2017	2018	2019	2020
CPTPP					2%	1%	Free
JAEP	4%	3%	2%	1%	Free		



日オーストラリア協定は関税率が0%だから、
TPP11協定よりメリットがありますね！

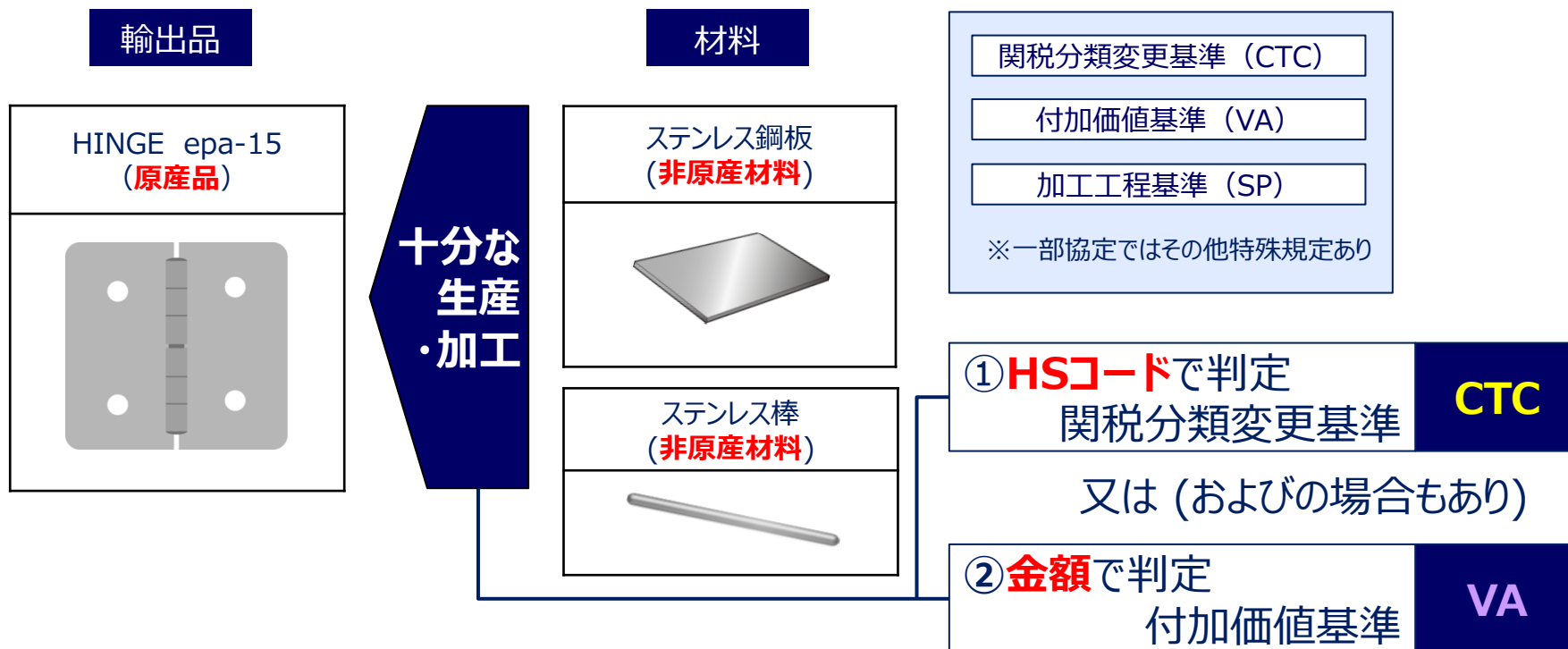
-
1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
 5. 検認で問われるポイント
 6. EPAにおける原産・非原産とは
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する**
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

7. Step4 原産地規則を確認する



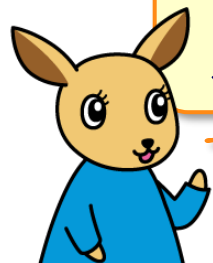
〈原産地規則とは〉

十分な生産・加工が行われたかどうかを確認する為の基準です。



協定で定めている主要なルールであるCTCとVAについて解説

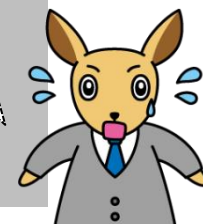
7. Step4 原産地規則を確認する



原産地規則は、各協定・品目（HSコード）ごとに規定されているため必ず協定毎に確認する必要があります。

よくある質問

他の協定でちょうつがいの
原産性の確認をしたときに
CTCルールを使いました。
なので今回も同じCTCルールが
いいのかなと思ったんだけど...



日オーストラリア協定 ちょうつがい（830210）の品目別原産地規則

日オーストラリア経済連携協定 (HS2012)	CTH又はQVC四〇
Japan-Australia EPA (HS2012)	CTH or QVC 40

日オーストラリア協定

①CTH
(関税分類変更基準)

CTC

又は
(OR)

②QVC40%*
(付加価値基準)

VA

7. Step4 原産地規則を確認する

原産地規則ポータル <http://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

原産地規則ポータル

トップページ 原産地規則とは 協定

品目別原産地規則 / Product-Specific

③ 検索を押す

検索/Search リセット/Reset

④ 該当の品目別規則が表示

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR
日オーストラリア経済連携協定 (HS2012)	CTH又はQVC四〇
Japan-Australia EPA (HS2012)	CTH or QVC 40

❖ 経済連携協定 / EPAs

検索する経済連携協定を選択してください。同一枠内の協定は、複数選択が可能です。
Choose one or more EPA for your search. Two or more EPAs in the same box may be selected.

HS2012

② 協定を選択

☒ 日オーストラリア経済連携協定 / Japan-Australia EPA

☐ 日モンゴル経済連携協定 / Japan-Mongolia EPA

TPP11(CPTPP)協定 / Comprehensive and Progressive agreement for

❖ 品目 / Item

HSコード(上位桁、ドット(.)なし)を入力してください。
Please enter the HS code

① HSコードを入力

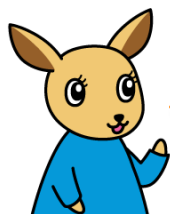
830210

原産地規則ポータルだと簡単に原産地規則を調べられるんですね。

-
1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
 5. 検認で問われるポイント
 6. EPAにおける原産・非原産とは
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する**
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 書類の保管

7. Step5 関税分類変更基準（CTC*）

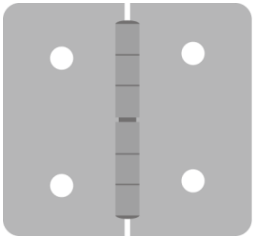
CTC



<関税分類変更基準（CTCルール）とは>

日本で生産・加工することにより輸出品と材料の間に原産地規則に規定されている以上のHSコードの変更が生じていれば、材料の原産国に関わらず輸出品を原産とする考え方です。

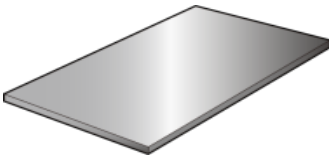
輸出品

HINGE epa-15				
HS	83	02	10	
				

HS
コード
変更の
確認

輸出品と当該産品を
構成する材料との比較します。
材料の仕入先・調達国を**最初から**
確認する必要はありません。

材料

ステンレス鋼板				
HS	72	19	32	
				

構成
材料
HS
コード
確認

ステンレス棒				
HS	72	22	11	
				

総材料表

輸出品 : HINGE epa-15 HS: 830210	
生産国 : 日本 生産場所 : 株式会社 ばたふらい 狭山工場 埼玉県狭山市工場町1-1-1	
材料	ステンレス鋼板
	ステンレス棒

HSコードが必要な桁数の変更をしていたら十分な加工をしたと認められる

7. Step5 関税分類変更基準 (CTC)

CTC

CTCルールにおけるHSコード変更のレベルは3種類あります。



最も加工の度合いが
大きい条件

CTH



類 Chapter	項 Heading	号 Sub-Heading
83	02	10
類変更		
	項変更	
		号変更

CC*

他の類の材料からの変更 (2桁変更)

CTH*

他の項の材料からの変更 (4桁変更)

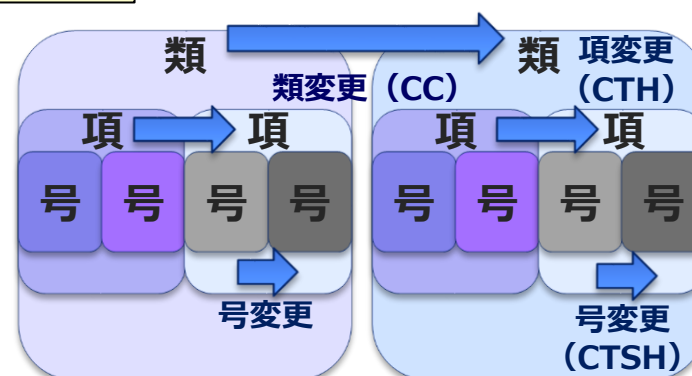
CTSH*

他の号の材料からの変更 (6桁変更)

最も加工の度合いが
小さい条件

よくある誤解

桁数が少ないから
CCが一番簡単



7. Step5 付加価値基準基準 (VA*)

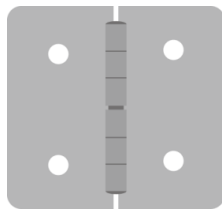
VA



<付加価値基準 (VAルール) とは>

日本で行われた生産・加工を価格換算し、原産地規則に規定された基準以上の価格割合であれば、材料の原産国に関わらず輸出品を原産とする考え方です。

輸出品

HINGE epa-15	
FOB	980
	

基準以上の
付加
価値
確認

※ 控除方式で計算する場合の例

FOB 980	付加価値 680 (FOB - 非原産材料)
	非原産材料* 300
原産資格割合 $= 680 \div 980 = 69\% \geq 40\%$	

原価
確認

材料の仕入先・調達国を
最初から確認する
必要はありません

協定基準値

原価表

輸出産品 : HINGE epa-15 HS: 830210	
生産国 : 日本 生産場所 : 株式会社 ばたふらい 狭山工場 埼玉県狭山市工場町1-1-1	
ステンレス鋼板	200
ステンレス棒	100
合計	300

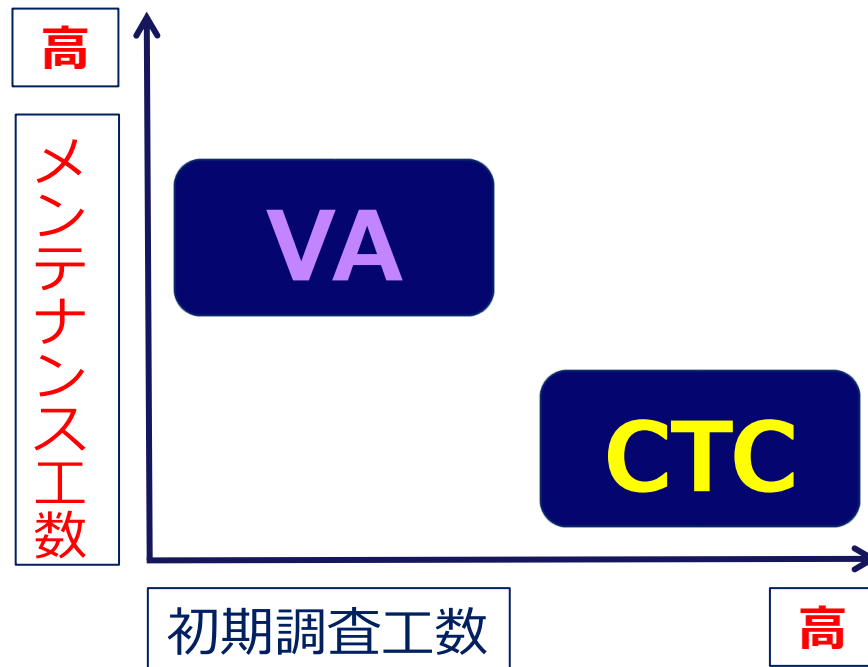
基準以上の原産資格割合になっていれば十分な加工をしたと認められる

7. Step5 CTC/VA 選択

CTC

VA

CTCルール、VAルールと選択できるときは
どちらから検討すればいいかな？



▼メリット

初期の調査は容易（CTCと比較した場合）

（普段から製品別原価計算を行っている場合は
単価算出・単価管理の負担が比較的小さい）

▼デメリット

原産資格割合計算のメンテナンスが継続的に必要

※対応策：社内基準値を協定基準値より厳しめに設定

VA

▼メリット

コスト変動によるメンテナンスが不要

生産場所、構成部材に変更がなければ原産性は保たれる

▼デメリット

原則、自社にて材料のHSコードを分類しなくてはならない
（HSコード分類の知識が必要）

CTC

会社の体制によりCTCかVAが選択

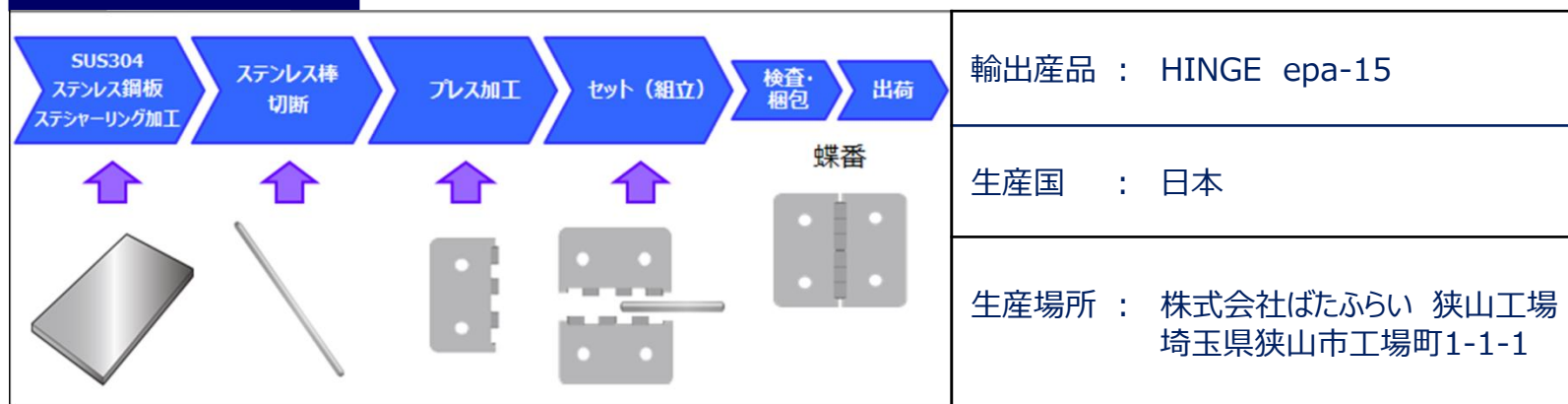
7. Step5 社内資料の入手（CTC）

CTC

生産関連資料を社内で入手し、HSコードの確認を行いましょう。
そのためにはすべての構成材料が確認できる資料が必要です。

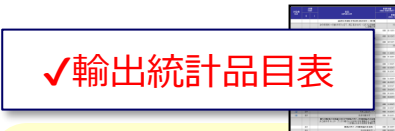


①生産工程表



②総材料表

輸出品	材料	HSコード	原産情報
HINGE epa-15 HS 830210	ステンレス鋼板	721932	非原産
	ステンレス棒	722211	未確認



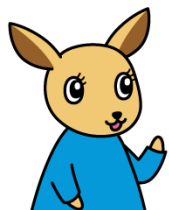
✓輸出統計品目表

材料のHSコードは
HS2012版※で確認
(p.40参照)

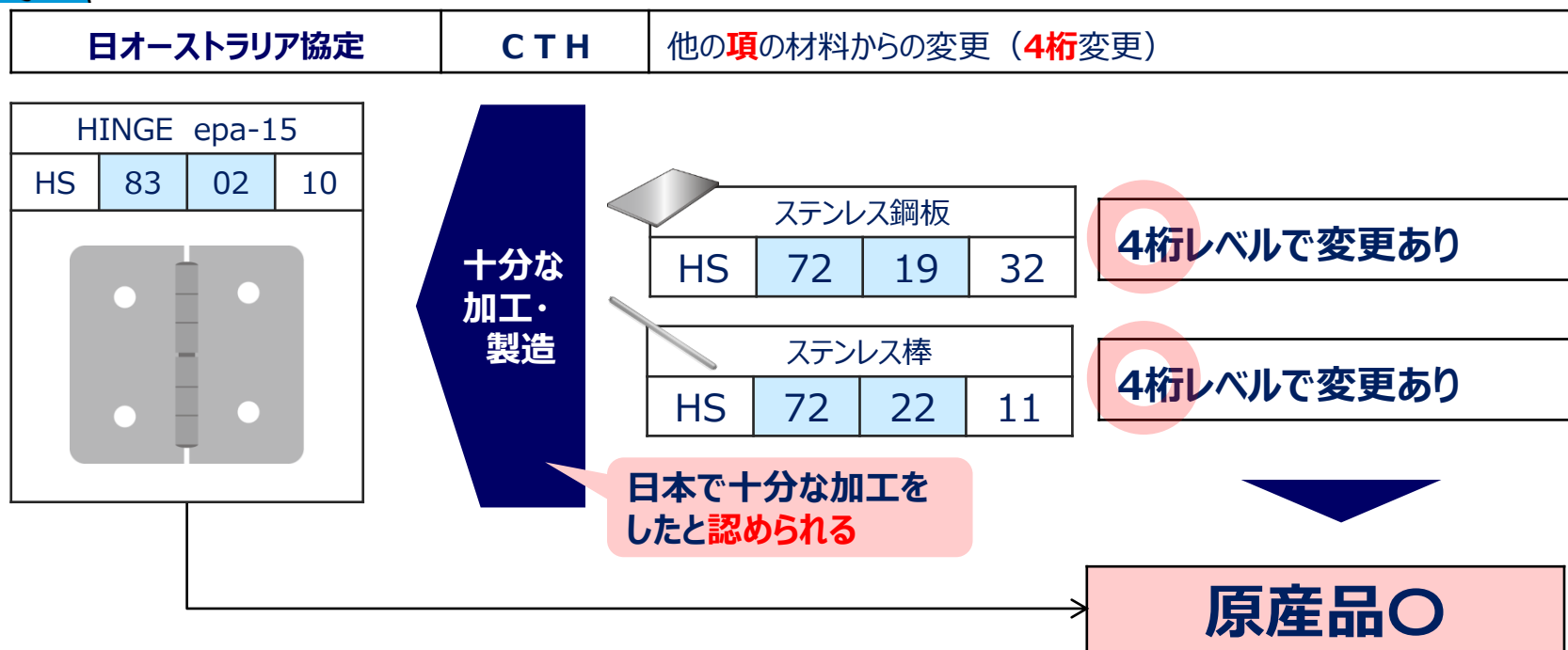
※材料のHSコードについても各協定で採用されているHS年版を使用します。 59

7. Step5 原産地規則を満たしているか確認する

CTC



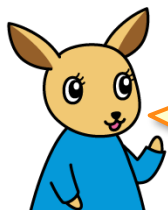
輸出品のHSコードと材料のHSコードを比較していきましょう。



輸出品と材料との間でHSコードが協定上必要な桁数変更していれば、
実質的な生産・加工が行われたと認められる

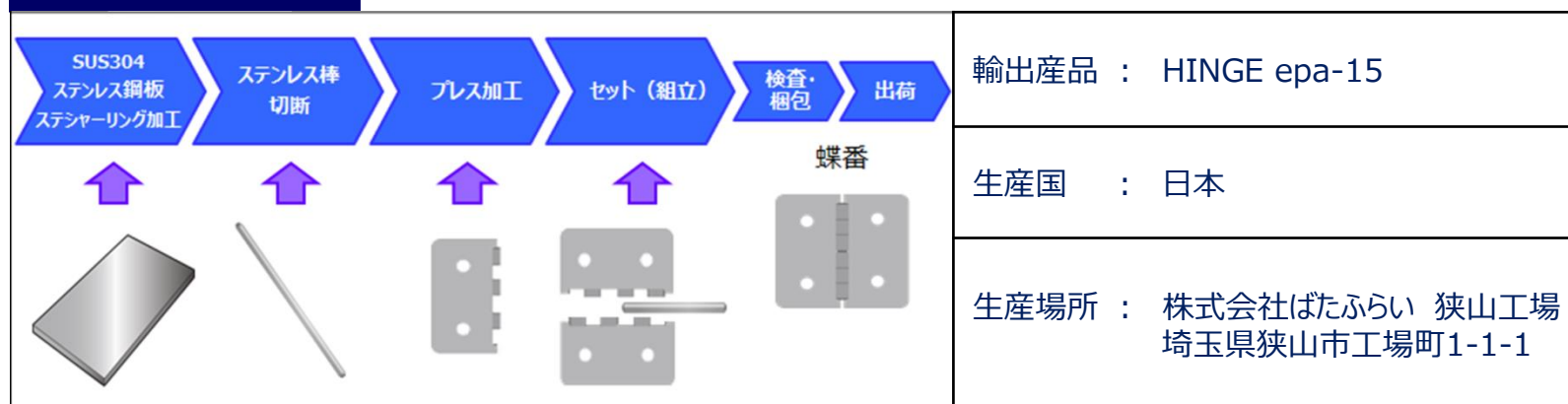
7. Step5 社内資料の入手 (VA)

VA



輸出品の生産内容や使用された材料に関する原価情報が分かる資料を入手しましょう。

①生産工程表



②原価表

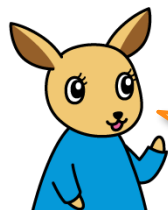
輸出品	FOB価格	材料	原価	原産情報
HINGE epa-15 HS 830210	¥ 980-	ステンレス鋼板	¥200-	非原産
		ステンレス棒	¥ 100-	未確認

✓原価・経費管理台帳



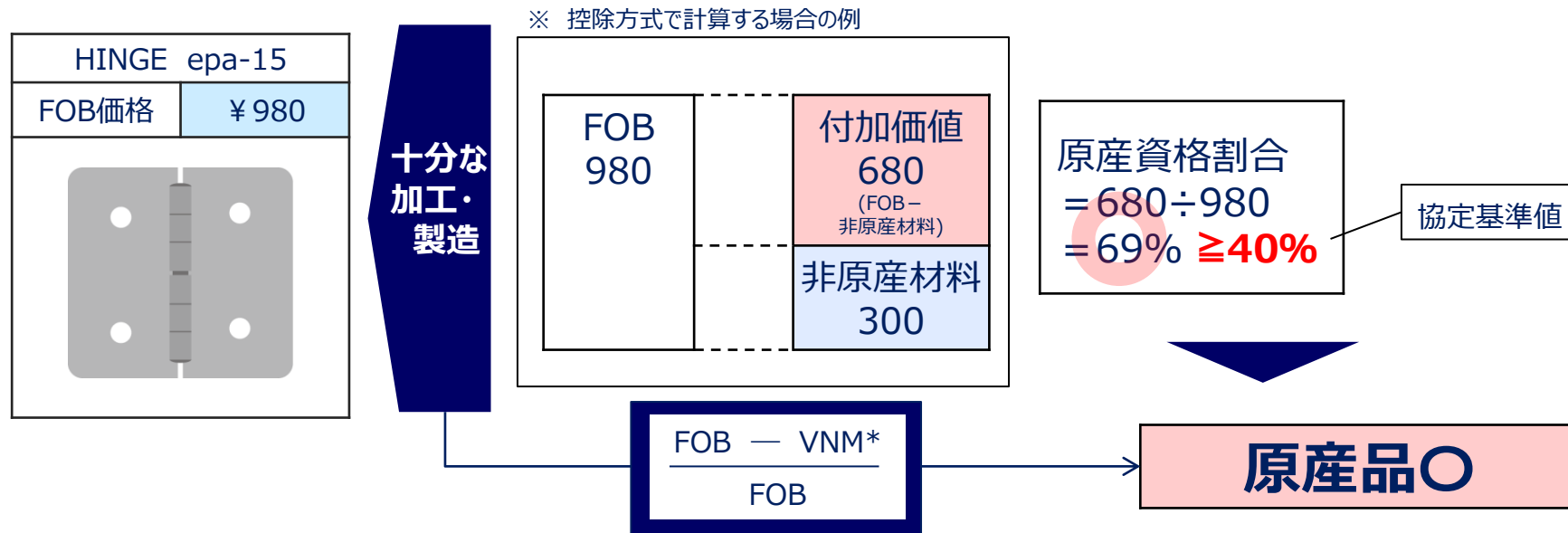
7. Step5 原産地規則を満たしているか確認する

VA



FOB価格と非原産材料の金額を基準に
協定基準値以上の原産資格割合になっているかを確認しましょう。

日オーストラリア協定	VA	QVC40%
------------	----	--------



**協定基準値以上の原産資格割合であれば、
十分な生産・加工がおこなわれていると認められる**

-
1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
 5. 検認で問われるポイント
 6. EPAにおける原産・非原産とは
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する**
 - Step7 書類の保管

7. Step6 根拠書類を作成する



それでは実際に**CTC対比表**と**VA計算ワークシート**を作成してみましょう。
今回は練習のためにCTCルール、VAルール両方で証明してみよう。

CTC対比表

VA計算ワークシート

①CTH
(関税分類変更基準)

CTC

又は
(OR)

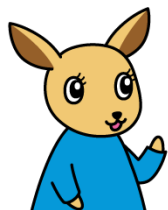
②QVC40%*
(付加価値基準)

VA

QVC* :Qualifying Value Contentの略
: 原産資格割合

7. Step6 根拠書類を作成する (CTC)

CTC



CTCルールで原産性の証明をするために
対比表を使用します。

対比表

対比表

作成年月日
資料作成者名

利用協定：

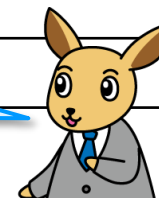
生産場所：

生産国：

適用品目別規則：

HSコード	品番・産品名	HSコード	材料・部品名	原産/非原産	原産情報等

産品と材料のHSコードを比較するから
対比表と呼ばれるのですね。



※参照：経済産業省HP 原産性等確認支援機能の付いた関税分類変更基準利用における対比表の見本

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/comparison_table_sample_ver1.xls

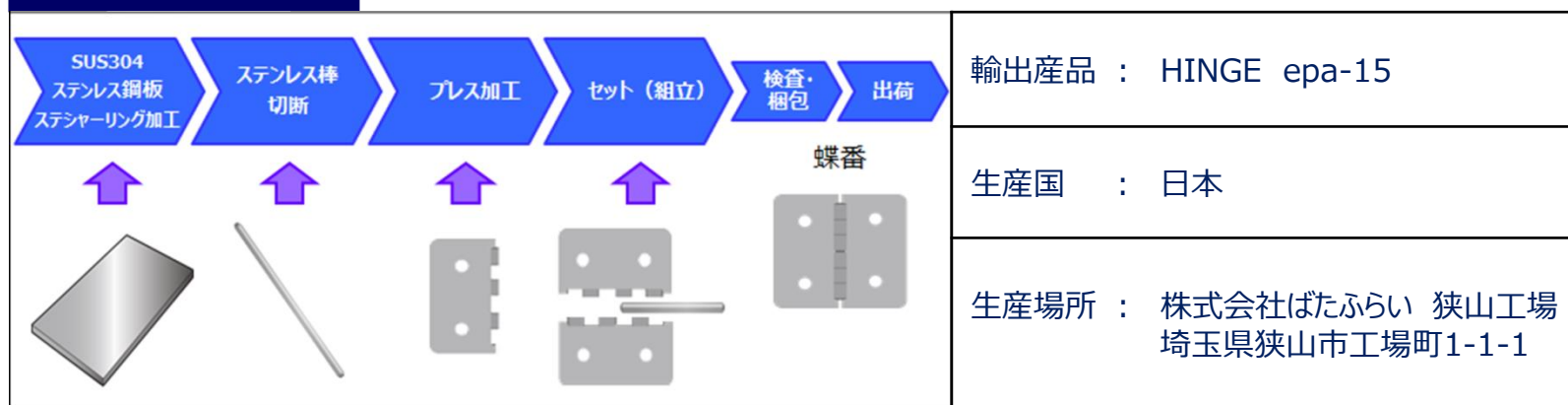
7. Step6 根拠書類を作成する（CTC資料再掲）

CTC

生産関連資料を社内で入手し、HSコードの確認を行いましょう。
そのためにはすべての構成材料が確認できる資料が必要です。

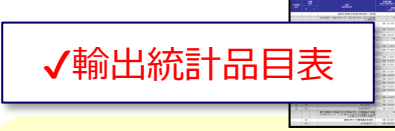


①生産工程表



②総材料表

輸出品	材料	HSコード	原産情報
HINGE epa-15 HS 830210	ステンレス鋼板	721932	非原産
	ステンレス棒	722211	未確認



✓輸出統計品目表

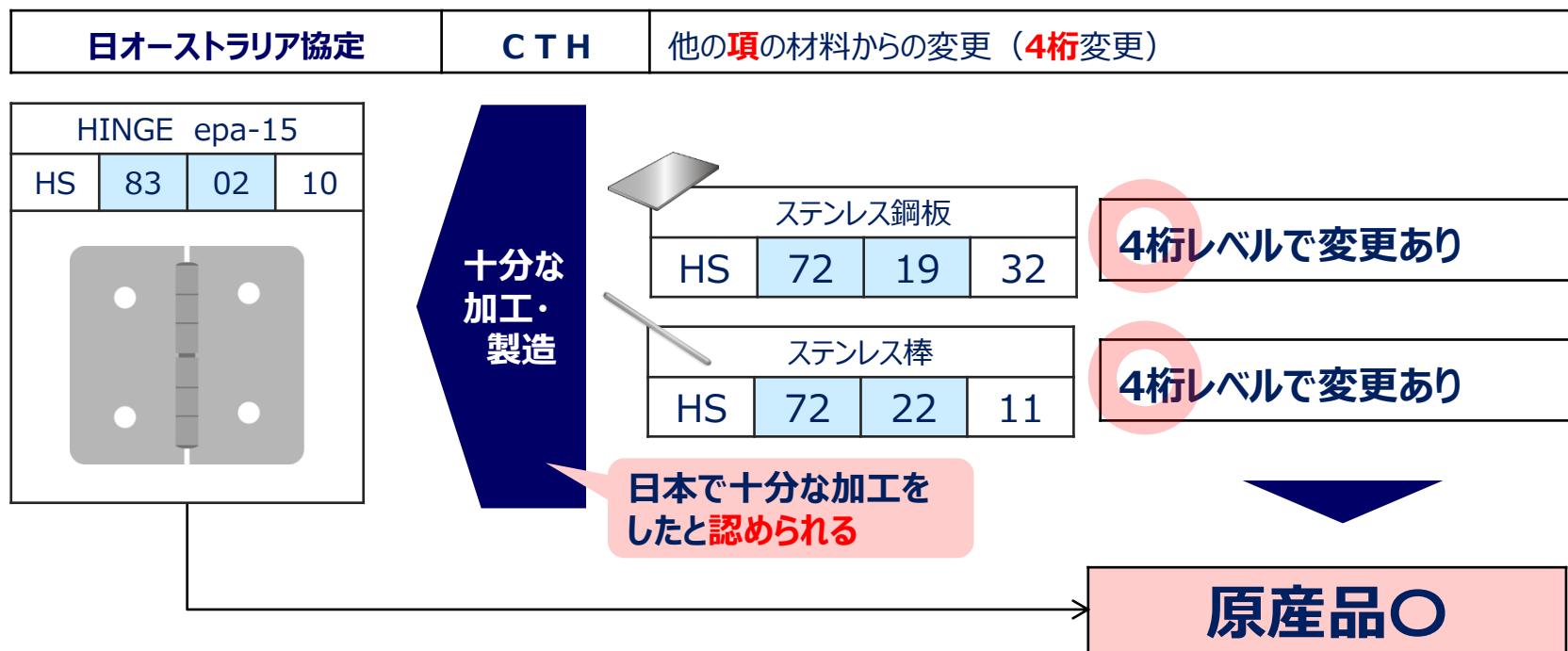
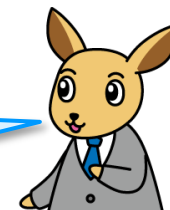
材料のHSコードは
HS2012版※で確認
(p.40参照)

※材料のHSコードについても各協定で採用されるHS年版を確認します。 66

7. Step6 根拠書類を作成する（CTC資料再掲）

CTC

それでは輸出品のHSコードと材料のHSコードを
比較してみたいと思います。



輸出品と材料との間でHSコードが協定上必要な桁数変更していれば、
実質的な生産・加工が行われたと認められる

7. Step6 根拠書類を作成する (CTC)

CTC



p.66の社内情報をもとに記入1、記入2を記載していきましょう。

対比表

作成XX年XX月XX日

株式会社ばたふらい

生産管理部 山田 花子

利用協定：日オーストラリア協定

生産場所：株式会社ばたふらい 狭山工場

Step1 p.36

例題 p.32

埼玉県狭山市工場町1-1-1

生産国： 日本

Step4 p.52

適用品目別規則：関税分類変更基準（CTH）

HSコード	品番・産品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等

記入 1

記入 2

7. Step6 根拠書類を作成する (CTC)

CTC

【記入1】 該当する情報を記入

対比表

作成XX年XX月XX日

株式会社ばたふらい

生産管理部 山田 花子

利用協定：日オーストラリア協定
 生産場所：株式会社ばたふらい 狭山工場
 埼玉県狭山市工場町1-1-1

生産国： 日本

適用品目別規則：関税分類変更基準 (CTH)

HSコード	品番・産品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
830210	HINGE epa-15	721932	ステンレス鋼板	Step5 p.61	
		722211	ステンレス棒		

7. Step6 根拠書類を作成する (CTC)

**重要
ポイント**

【記入2】原産/非原産の記入をする前に考え方をご紹介します。

非原産材料＝原産地規則を満たすことを証明していない材料です。



	原産地規則を満たしているか 確認済み	原産地規則を満たしているか 未確認
輸出品	原産品	非原産品 (※)
材料	原産材料	非原産材料 (※)

よくある誤解

日本で生産＝原産

原産地規則を満たしていない材料
あるいは
原産地規則を満たしているのか
未確認の材料

7. Step6 根拠書類を作成する (CTC)

CTC

【記入2】原産性が証明されているか確認する

対比表

作成XX年XX月XX日

株式会社ばたふらい

生産管理部 山田 花子

利用協定：日オーストラリア協定

生産場所：株式会社ばたふらい 狭山工場
埼玉県狭山市工場町1-1-1

生産国： 日本

適用品目別規則：関税分類変更基準 (CTH)

HSコード	品番・産品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
830210	HINGE epa-15	721932	ステンレス鋼板	非原産	
		722211	ステンレス棒	非原産	

協定に定められた桁数でのHSコード
の変更が生じていれば、材料の原産
性を証明するための作業は特段不要

7. Step6 根拠書類を作成する (VA)

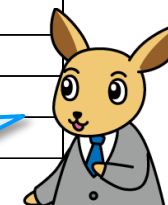
VA



VAルールで原産性の証明をするために
計算ワークシートを使用します。

計算ワークシート				作成年月日	
利用協定：					
生産国：					
生産場所：					
適用原産地規則：					
HSコード	品番・產品名	FOB価額	非原産材料価額	原産資格割合	基準値
部品名	原産/非原産	単価	原産情報等	価額情報	
非原産材料価額合計		¥	-		
原産材料価額合計		¥	-		
非材料費合計		¥	-		

価格の情報を記入する
必要があるんですね。



※参照：経済産業省HP 付加価値基準（VAルール）利用におけるワークシートの例

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/guideline_sample.xlsx

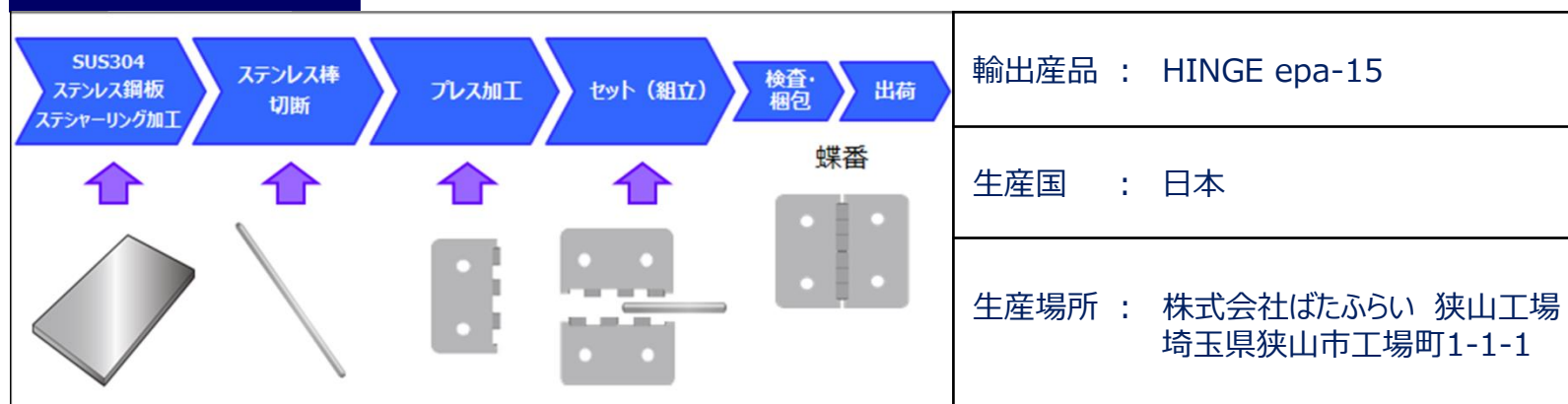
7. Step6 根拠書類を作成する（VA資料再掲）

VA



輸出品の生産内容や使用された材料に関する原価情報が分かる資料を入手しましょう。

①生産工程表



②原価表

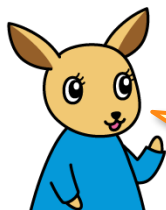
輸出品	FOB価格	材料	原価	原産情報
HINGE epa-15 HS 830210	¥ 980-	ステンレス鋼板	¥200-	非原産
		ステンレス棒	¥ 100-	未確認

✓原価・経費管理台帳



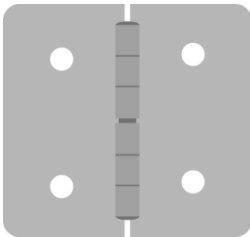
7. Step6 根拠書類を作成する（VA資料再掲）

VA



FOB価格と非原産材料の金額を基準に
協定基準値以上の原産資格割合になっているかを確認しましょう。

日オーストラリア協定	VA	QVC40%
------------	----	--------

HINGE epa-15	
FOB価格	¥ 980
	

十分な
加工・
製造

※ 控除方式で計算する場合の例

FOB 980	付加価値 680 (FOB - 非原産材料)
	非原産材料 300

原産資格割合
= $680 \div 980$
= 69% $\geq 40\%$

協定基準値

FOB — VNM*
FOB

原産品○

協定基準値以上の原産資格割合であれば、
十分な生産・加工がおこなわれていると認められる

7. Step6 根拠書類を作成する (VA)

VA



p.73の社内情報をもとに記入1、記入2を記載していきましょう。

計算ワークシート

作成XX年XX月XX日

利用協定：日オーストラリア協定

例題 p.32

Step1 p.36

生産国：日本

株式会社ばたふらい

生産場所：株式会社ばたふらい 狭山工場 埼玉県狭山市工場町1-1-1

生産管理部 山田 花子

適用原産地規則：QVC40%

Step4 p.52

HSコード	品番・產品名	FOB価額	非原産材料価額	原産資格割合	基準値
	記入1			記入2	
部品名	原産/非原産	単価	原産情報等	価額情報	
	記入1				
	非原産材料価額合計	¥ -			
	原産材料価額合計	¥ -			
			記入2		
	非材料費合計	¥ -			

7. Step6 根拠書類を作成する (VA)

VA

【記入1】 該当する情報を記入

計算ワークシート				作成XX年XX月XX日	
利用協定：日オーストラリア協定		$\frac{\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{FOB価額}} \times 100$		株式会社ばたふらい	
生産国：日本				生産管理部 山田 太郎	
生産場所：株式会社ばたふらい					
適用原産地規則：QVC40%					
HSコード	品番・製品名	FOB価額	非原産材料価額	原産資格割合	基準値
830210	HINGE epa-15	¥ 980	¥ 300	Step5 p.61	
部品名	原産/非原産	単価	原産情報等	価額情報	
ステンレス鋼板	非原産	¥ 200	Step5 p.61		
ステンレス棒	非原産	¥ 100			
非原産材料価額合計		¥ 300			
原産材料価額合計		¥ -			
非材料費合計		¥ 680			

原産資格割合をクリアしている場合、
材料を「非原産」として扱ってよい
＝材料の原産性を証明するための
作業は特段不要

7. Step6 根拠書類を作成する (VA)

VA

【記入2】原産資格割合の基準がクリアされているか確認

計算ワークシート				作成XX年XX月XX日	
利用協定：日オーストラリア 生産国：日本 生産場所：株式会社ばたふらい 適用原産地規則：QVC4				株式会社ばたふらい 生産管理部 山田 太郎	
$\frac{\text{¥980} - \text{¥300}}{\text{¥980}} \times 100 = 69\%$					
HSコード	品番・產品名	FOB価額	非原産材料価額	原産資格割合	基準値
830210	HINGE epa-15	¥ 980	¥ 300	69%	40%
部品名	原産/非原産	単価	原産情報等		
ステンレス鋼板	非原産	¥ 200			
ステンレス棒	非原産	¥ 100			
非原産材料価額合計		¥ 300			
原産材料価額合計		¥ -			
非材料費合計		¥ 680			

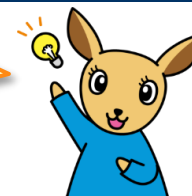
基準値を
クリアしているか確認

《応用》Step6 原産地基準をクリアできないとき①-1

CTC

VA

CTCルール、VAルールをクリアできないときは
材料が原産材料であることを証明できるかサプライヤーに確認しましょう。

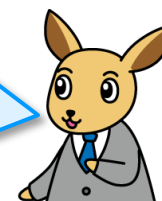


➤ CTCルールの基準を満たさない事例

CTC / CC (2桁変更)				
サングラス FOB ¥5,000				
HS	90	04	10	

眼鏡用フレームねじ				
HS	90	03	90	
フレーム				
HS	90	03	11	

原産材料であることを証明するためには、製品と同様に3つの条件充足を証明する必要がありましたよね。
CTCルールの場合は、基準を満たさない材料が原産材料であることを確認し、VAルールの場合は、付加価値割合を増やし基準値を超えるよう、必要分の材料が原産材料であることを確認するんですね。



➤ VAルールの基準を満たさない事例

VA / 40%以上	
FOB 5,000	付加価値 1,000
	非原産材料 4,000

眼鏡用フレームねじ	
1,000	フレーム 3,000

原産資格割合
= 1,000 ÷ 5,000 = **20%** ≤ 40%

※VAルールの場合
単価の高い材料から原産材料であるか確認する方が**効率的**

①日本で生産

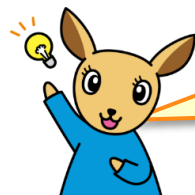
②原産地規則をクリア

③根拠書類で立証

《応用》Step6 PSRをクリアできないとき①-2

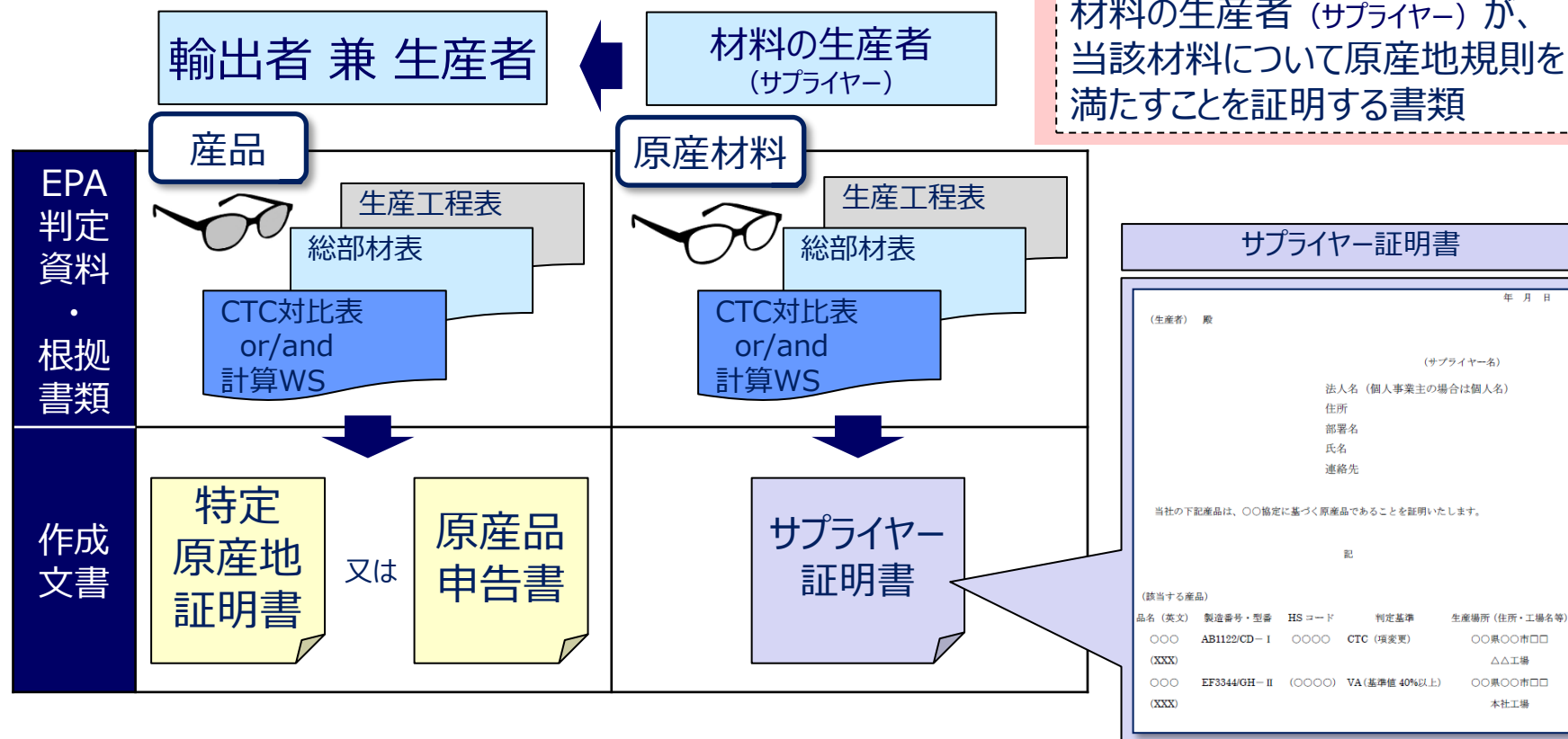
CTC

VA



サプライヤーにて材料が原産材料であることを証明できたら
サプライヤ証明書を発行してもらいましょう。

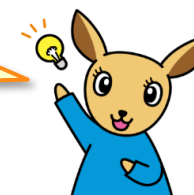
サプライヤ証明書とは、
 材料の生産者（サプライヤー）が、
 当該材料について原産地規則を
 満たすことを証明する書類



《応用》Step6 PSRをクリアできないとき②

CTC

CTCルールの場合、デミニマス（僅少/許容限度）規定を検討することも可能です。



- ✓ 構成材料のHSコードが基準を充足していなくても、当該構成材料の合計価額※）（もしくは重量）が基準値以下であれば、輸出品を原産品とする
- ✓ デミニマス適用のためにはVAルールと同様に単価情報が必要な場合もある
- ✓ 協定毎、HSコード毎に基準値が異なるので、確認が必要
- ✓ デミニマスの適用が認められていない製品もあるので注意

CTC

サングラス
FOB ¥5,000

HS	90	04	10
----	----	----	----

※ 他の原材料は記載を省略しています

↑ 眼鏡用フレームねじ
¥10

HS	90	03	90
----	----	----	----

フレーム

HS	90	03	11
----	----	----	----

サプライヤー
証明書

原産材料

許容限度

材料価格÷FOB×100≤10%

¥10÷¥5,000×100=0.2%

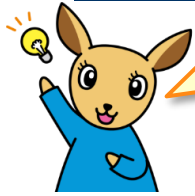
0.2% < 10%

サプライヤー証明書

※その他各協定により繊維製品の許容限度、僅少規定等もあり。一部を抜粋して紹介しています。

-
1. EPAを利用して輸出するとは
 - 1-1. 輸入にかかる関税の撤廃・削減
 - 1-2. 日本が締結しているEPA
 2. EPAを利用するためには何が必要か
 - 2-1. 原産品であるとは
 - 2-2. 積送基準
 - 2-3. 証明書の準備
 3. 原産品であることの確認と申請
 - 3-1. 原産品であること 確認編
 - 3-2. 原産品であること 申請方法
 4. EPAを利用する上でルールを守らなかった場合
 5. 検認で問われるポイント
 6. EPAにおける原産・非原産とは
 7. **原産地規則を満たす産品**
 - Step1 輸出する品物の生産場所を確認する
 - Step2 輸出する品物のHSコードを特定する
 - Step3 関税率を確認する
 - Step4 原産地規則を確認する
 - Step5 原産地規則を満たしているか確認する
 - Step6 根拠書類を作成する
 - Step7 **書類の保管**

7. Step7 書類の保管



原産性を確認する上で作成した資料について**保管義務**があります。

- 各協定において、対象品＝原産品であることを証明する根拠書類等の保存期間が規定されている
- 同一品かつ同一の証明内容である場合に限り、既存の確認結果をもとに、繰り返し原産地証明書を発行することができる
- 継続的な出荷である場合、保存期間は証明書発行日から起算となるため、半永久的に保存が必要となる場合もある

<他の協定との比較> ※ 書類を作成した日を起算日とする

申告書作成日から（※）		原産地証明書の発給日の翌日から		
4年間	5年間	5 年間		3 年間
■ 日EU協定	■ TPP11	■ 日メキシコ協定 ■ 日マレーシア協定 ■ 日チリ協定 ■ 日タイ協定 ■ 日インドネシア協定	■ 日フィリピン協定 ■ 日インド協定 ■ 日ペルー協定 ■ 日オーストラリア協定 ■ 日モンゴル協定	■ 日ブルネイ協定 ■ 日アセアン協定 ■ 日スイス協定 ■ 日ベトナム協定

**資料保管と原産性の定期見直しの仕組み作りは
組織として検討すべき事項**

7. Step7 書類の保管



原産性の定期見直しの仕組み作りも重要です。

- 原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反
- 原産性が失われていないかの定期的な確認が必要
 - ✓ 生産場所の変更
 - ✓ 材料の変更
 - ✓ 価格の変更
 - ✓ 為替変動 など
- 書類保管＋原産性の定期見直しの責任部署を定め、
検認に備える

そうなんです！
正しく準備しておかないと
いけないですね！



EPA相談デスクをご活用ください

経済産業省委託事業

 EPA相談デスク

委託事業者:  東京共同会計事務所

トップページ	発給までの流れ	ワークショップ	EPAの活用実態	E-learning	受託企業
--------	---------	---------	----------	------------	------

特定の国や地域同士での貿易や投資を促進

EPA (経済連携協定)

◀ EPAの活用メリットを理解し、正しく書類を準備しよう /

▶ EPA(経済連携協定)について学ぼう!

クイズ 理解

E-learning でしっかり学習

動画で気軽に学べる

貴社の製品において、
EPAに関する疑問等ございましたら、
お気軽に相談デスクへご連絡ください。



 E-mail : epa-desk@epa-info.go.jp

 URL : <https://epa-info.go.jp/>

免責事項

- 当資料は情報提供を目的として作成した参考資料であり、特定の商品やサービスの奨励やその勧誘を目的としたものではありません。当事務所が信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。
当事務所は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当事務所に属しますので、当事務所の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。